

平成18年第1回  
美唄市議会定例会会議録  
平成18年3月8日（水曜日）  
午前10時00分 開議

## ◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名  
第2 一般質問

## ◎出席議員（21名）

|      |           |
|------|-----------|
| 議長   | 岡 正 勝 君   |
| 副議長  | 吉 田 栄 君   |
| 1 番  | 吉 岡 文 子 君 |
| 2 番  | 広 島 雄 偉 君 |
| 3 番  | 五十嵐 聡 君   |
| 4 番  | 白 木 優 志 君 |
| 5 番  | 小 関 勝 教 君 |
| 7 番  | 土 井 敏 興 君 |
| 8 番  | 谷 内 八重子 君 |
| 9 番  | 長谷川 吉 春 君 |
| 10 番 | 米 田 良 克 君 |
| 11 番 | 古 関 充 康 君 |
| 12 番 | 矢 部 正 義 君 |
| 13 番 | 谷 村 孝 一 君 |
| 14 番 | 川 本 政 芳 君 |
| 15 番 | 内馬場 克 康 君 |
| 16 番 | 本 郷 幸 治 君 |
| 18 番 | 紫 藤 政 則 君 |
| 19 番 | 荘 司 光 雄 君 |
| 20 番 | 林 国 夫 君   |
| 21 番 | 中 西 勇 夫 君 |

## ◎出席説明員

市 長 桜 井 道 夫 君

|               |           |
|---------------|-----------|
| 助 役           | 佐 藤 昭 雄 君 |
| 総 務 部 長       | 板 東 知 文 君 |
| 市 民 部 長       | 三 谷 純 一 君 |
| 保健福祉部長兼福祉事務所長 | 安 田 昌 彰 君 |
| 経 済 部 長       | 酒 巻 進 君   |
| 建 設 部 長       | 藤 井 雄 一 君 |
| 水 道 部 長       | 加 藤 誠 君   |
| 市立美唄病院事務局長    | 吉 田 讓 君   |
| 消 防 長         | 佐 藤 賢 治 君 |
| 総務部総務課長       | 市 川 厚 記 君 |
| 総務部総務課総務係長    | 阿 部 良 雄 君 |

|           |           |
|-----------|-----------|
| 教育委員会委員長  | 阿 部 稔 君   |
| 教育委員会教育長  | 村 上 忠 雄 君 |
| 教育委員会教育部長 | 天 野 修 二 君 |

|             |           |
|-------------|-----------|
| 選挙管理委員会委員長  | 熊 野 宗 男 君 |
| 選挙管理委員会事務局長 | 大 道 良 裕 君 |

|           |           |
|-----------|-----------|
| 農業委員会会長   | 佐 藤 博 道 君 |
| 農業委員会事務局長 | 秋 場 勝 義 君 |

|         |           |
|---------|-----------|
| 監 査 委 員 | 川 村 英 昭 君 |
|---------|-----------|

## ◎事務局職員出席者

|         |           |
|---------|-----------|
| 事 務 局 長 | 谷 津 敬 一 君 |
| 次 長     | 和 田 友 子 君 |
| 総 務 係 長 | 濱 砂 邦 昭 君 |

午前10時00分 開議

●議長長岡正勝君 これより、本日の会議を開きます。

●議長長岡正勝君 日程の第1、会議録署名

議員を指名いたします。

1 番 吉岡文子議員

2 番 広島雄偉議員

を指名いたします。

---

●議長長岡正勝君 次に日程の第 2、一般質問に入ります。

発言通告により、順次、発言を許します。

12 番矢部正義議員。

●12 番矢部正義議員（登壇） 平成 18 年第 1 回定例市議会にあたり、私は、大綱 2 点について、市長及び教育長に質問いたします。

大綱の 1 点目は、日本の食育についてであります。

食育基本法が制定され、食と農の距離が広がり、生活習慣病が問題となる中、食の大切さやバランスのよい食生活を推進する上での食育が注目されております。

昨年、教育基本法が制定されてから、行政も国も中心に農林水産省や厚生労働省、また文部科学省などが、国を挙げて食育を推進する計画を立てております。

農林水産省は、農業体験などの生産現場からの食育について、厚生労働省は、生活習慣病の予防や、食品安全の知識向上などを通じた食育を推進する方針であります。

文部科学省は、学校給食での地場農産物の使用促進や、食育用教材の作成など、学校教育を中心にした食育を進める計画であります。

06 年度の国の予算案は、食育関連予算案に 3 億 1,100 万円、文部科学省は 12 億 5,900 万円、厚生労働省は 6 億 9,700 万円、農林水産省は、日本食育推進事業として 39 億 4,500 万円、食の安全・安心確保交付金が 27 億 0,200

万円がそれぞれ、各省ごとに盛り込まれました。

国はこのことを踏まえ、食育基本法を策定して、豊かな心と健やかな体に健全な食生活を育成することであります。

食育基本計画を下に、食生活の改善や日本の食文化の普及で、地元産の食材を使った給食の促進など、食育を日本の国民運動として展開していくようであります。

美唄市も、市民の安全・安心と、豊かな心と体の育成のために全力で取り組むべきでないかと思ひます。

市長及び教育長の考え方を、お伺いいたします。

1 つ目は、食の安全・安心の考え方について、お伺いをいたします。

2 つは、地場産品の取り組みについてどうなるのか、お伺いをいたします。

3 つは、生活習慣病に対する高齢者との対応についてであります。

4 つは、学校教育での食育の考え方について、お伺いします。

5 つは、学校給食と家庭との効率的な連携について、お伺いをいたしたいと思ひます。

次に、まちづくり 3 法について、お伺いをいたします。

この法律は、中小の小売業者を保護する目的で、大規模小売店舗法が 1990 年以降規制が緩和され、1998 年から 2000 年にまちづくり 3 法が施行されることで、原則自由になったのであります。

まちづくり 3 法は、都市計画法と中心市街地活性化法、中核法、また大規模小売店舗立地法、大店立地法を改正し、政府はいまにな

って見直し、行き過ぎた規制に歯どめをかけようとしているものであります。

美唄市都市計画による中心市街地も大型店の郊外進出で、駅前などが空洞化が進み、中心市街地の再生が必要であります。

国は、いまになって気づいたのであると思います。

この原因については、1つは、都市計画制度の規制が緩く、市町村も十分に活用しなかったため郊外の乱開発を招いたと言われております。

2つは、大型店が立地した市町村の周辺を中心市街地の買い物客が大幅に減少しているなどが原因と言われております。

中心市街地の衰退は全国的な現象になっておりますが、駅前を中心にした商店街は空き店舗が連なり、シャッター街と成り果てているところも多く、美唄市のまちも同様でないかと思えます。

加速する高齢化等、人口減少社会を見据え、コンパクトなまちづくりをめざすと、道も提言をいたしております。

しかし、中心市街地の空洞化に歯どめをかけることは、郊外への出店を抑制することが必要ですが、消費のパイがふえない時代ですし、郊外への大型店進出で中心街の大型店が淘汰されることもあり、郊外の大規模ショッピングセンターが高い集客能力を持つ背景には、マイカーの普及や共稼ぎ家庭の増加、また消費者の好みの多様化などがありますが、流れは簡単に変わりそうもないと思えます。

自治体にとっては、郊外の大店ももたらす税収や雇用の創出効果は大きな魅力であります。中心市街地の小売店を守ることも税

収の増加につながるのではないかと思います。

しかし、今後、マイカーに過度に依存したまちづくりでは、いずれ行き過ぎると思えますし、高齢者は、そのうちに免許の更新がだんだん難しくなってきました。

車を持たないお年寄りが多くなってきました。そのために、買い物を楽しめる近郊の市街地の商店街が求められるはずであります。

私は、提言いたしますが、1つは、中心市街地の定住人口をふやすことであります。

2つは、公共交通機関の整備を進めることだと思います。

3つは、公共施設を中心街に集積することではないかと思えます。

このようなことなど、多角的で息の長い取り組みを必要と思えますが、中心市街地が昔日の輝きを取り戻せるかいは、もちろん商店経営者の創意と情熱にかかっております。

行政や商工会議所が先頭に立って、商社に振り向いてもらえるような戦略を占めす必要がありますが、そこで、市長にお伺いをいたします。

1つは、生協跡地の考え方はどうなっているのかということでございますが、これは、昨日、同僚議員の質問で答弁がわかりましたので、議長において、取りはからいをよろしくお願いいたします。

2つ目は、市営住宅の今後の建てかえのマスタープランについて、お伺いをいたします。

3つは、TMO構想の進捗状況と、空き店舗の活用対策についてお伺いをいたし、この場からの質問を終わります。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 矢部議員のご質問にお答えします。

初めに、食育基本法について、食育についてであります。食育基本法は、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむことができるようにするために制定されたものであります。

私としても、食べることの意味や安全な食べ物の選び方、好ましい食習慣を知り、生涯にわたって健やかに暮らす、知恵と能力などを身につけるとともに、食べ物がどのようにつくられ、どのようにして食卓に届くかなどを知り、生命の尊さやすばらしさを感じる「こころ」を育てる取り組みが必要であると考えております。

このため、本市においては、市内に食育を推進する体制を整え、食育推進計画の策定に取り組んでまいりたいと考えております。

また、市内では、米をはじめさまざまな農産物が生産されておりますが、ハーブを利用したクリーンな米づくりや、JAS法に基づいた有機栽培の大豆、更に「北のクリーン農産物表示制度」に認証を受けたキュウリ、トマト、軟白長ネギなど、農業者によるこだわりの生産が行われているほか、雪冷熱を利用した米の貯蔵施設が整備されるなど、クリーンでおいしい農産物づくりの取り組みが行われておりますが、今後におきましても、こうした安全・安心な農産物を提供する取り組みを、更に推進してまいりたいと考えております。

次に、地場産品の取り組みについてありますが、本市には、米粉や大豆、ハスカップなどの加工品があるほか、焼き鳥やとりめし

も広く認知されているものと考えております。

今後は、農協や商工業者との連携を強化し、地場農産物のブランド化や差別化を図り、競争力を高めるほか、インターネットなどを利用した農産物情報の発信に努め、地場農産物の消費拡大を図ってまいりたいと考えております。

次に、食を通した健康づくりについてありますが、食は健康な体や心をつくるために欠かせないものであると考えており、乳幼児期におきましては、すすく相談やのびのび教室など、学童期には、親子の料理教室や学童クッキングなど、青壮年期においては、健康づくり教室やおやじ健康塾など、更に高齢者の方々には、生活機能低下予防のための栄養支援の充実に努めるなど、市民のライフステージに応じた、子どものときから「食べる力」をはぐくみ、適切な食事の取り方や、生活習慣予防に向けた健康的な食習慣を身につけていただくよう取り組んでおります。

また、美唄の豊かな食文化を、これからの世代に伝承する取り組みの1つとして、食生活改善推進員が長年の活動から得た知識をもとに、心と体に優しいレシピ集を作成し、広く市民に活用されております。

今後とも、これらの取り組みを通して、市民のライフステージに応じた食を通した健康づくりを、地域の方々とともに推進してまいりたいと考えております。

次に、市営住宅の今後の建てかえについてありますが、本市の将来的な人口や世帯数の推移、並びに既存公営住宅の状況や入居者のニーズなどを踏まえ、今後における公営住宅の建替や維持保全など、有効活用を図るこ

とを目的として「美唄市公営住宅ストック総合活用計画」を策定しております。

この計画は、平成 17 年度からおおむね 10 カ年の計画としており、有為団地のほか建替事業を盛り込んでいるところでございます。

次に、TMO構想の進捗状況と空き店舗の活用対策についてであります。TMO構想は中心市街地活性化基本計画を基に、昨年 11 月に策定され、今構想を効果的にかつ効率的に推進するため今年 1 月に、商工会議所や農協、各商店街や金融機関、専修短大など 14 の機関、団体から構成する「美唄TMO推進協議会」が設立されました。

今後はこの協議会が中心となり、市と連携を図りながら推進していくこととしております。

次に、空き店舗活用につきましては、これまで、プレTMOとして国際交流店「松花江」や情報提供館「ピパ」を開設し、賑わい創設に取り組んでいましたが、今後は、美唄TMO推進協議会の中で、事業内容の見直しも含め引き続き取り組んでいくこととしております。

●議長長岡正勝君 教育長。

●教育長村上忠雄君（登壇） 矢部議員の質問に、順次、お答えいたします。

初めに、学校教育での食育についてですが、近年、朝食をとらなかったり、乾麺等簡易食がふえたりという食生活の乱れと、それに起因する健康問題がさまざま指摘されております。

子どもたちが将来にわたって心身ともに健康で生活していくためには、食に関する指導を充実し、望ましい食習慣の形成を促すこと

は極めて重要であります。

平成 16 年に、道内小中学校 1 万人を対象に実施した北海道PTA連合会アンケート調査では、小学生の 25 人に 1 人、中学生は 14 人に 1 人が朝食をとらずに登校しているという報告が出されております。

また、一方では、朝食をとることにより集中力もアップし、学力も高くなるという調査結果もあります。

このことから、望ましい食習慣を身につけさせるために、現在、給食時間をはじめ家庭科等の各教科、特別活動及び総合的な学習時間により、食の指導を行っているところであります。

また、児童生徒が食の関心を高めるために、市の基幹産業である農業について学習することは大変重要であると考えておりますことから、農政課と連携し、田植え・稲刈りなどの農業体験を継続してまいりたい、このように考えております。

次に、学校給食と家庭との連携についてですが、現在、学校では、保護者を通じて食物アレルギー等を有する児童生徒の実態把握に努め、個別的な指導を行うとともに、給食センターでは毎月月初めに、食材などが記載されている「献立表」や「給食だより」を配布して、家庭との連携を図っているところでありますが、いずれにいたしましても、子どもたちが生涯にわたって健康で生き生きとした生活を送るためには、規則正しい食生活が大切であります。

また、その基本は家庭であります。そういったことから、今後におきましても、家庭との連携を深めながら、正しい食習慣が身につ

くよう指導してまいりたい、このように考えているところでございます。

●議長長岡正勝君 12 番矢部正義議員。

●12 番矢部正義議員 自席から、質問させていただきます。

今回、食育について質問をいたしました、食育ということは、人間にとって生きる命の源であると思います。

市民一人ひとりが暮らしや命を守っていくことが大切でありますし、この食育については、本当に大切な問題ではないかなと思っております。

ある言葉があります。

これは、食育の気持ちが入っている言葉だと思いますが、「土・健やかなれば、農・健やかなり。農・健やかなれば、人・健やかなり。人・健やかなれば、田・健やかなり」。

私は、この言葉に食育の重要性が含まれているのではないかなと思っております。

やはり食育ですから、土を一生懸命耕すことによって農家がよくなくなるんです、そして人材もしっかりとしてくる。そうすることによって、市民の一人ひとりが命の源を守っていける、そして環境がよくなるのが人が生きていけることだと思います。

食育は、改めて考えていかなければならない問題ではないかなと思っております。

今回、先ほども申し上げましたが、政府は食育の予算案を発表いたしました。

農林水産省、厚生労働省、文部科学省、合わせて 89 億 1,400 万円が計上されたわけであります。

農林水産省では、生産と流通、消費の各段階で食育を推進するため、食育バランスの普

及活動を進めていく方針であると言われております。

バランスガイドの活用を目的としたシンポジウムなどの開催を支援するとのことでもあります。

また、郷土料理などを取り入れた地域の食事や、バランスガイドの策定や普及を推進するようであります。

農林水産省では、バランスガイドを活用した食育を通して、米を中心にした日本型食生活の普及や定着を進める考えで、従来、ありました牛乳や米などの品目ごとの消費拡大運動とは異なりますが、バランスガイドを生かした、米を柱にした総合的な消費拡大運動や、地産地消を進めるような取り組みを行うようであります。

美唄市といたしましても、今後、市民の皆さんに対して、食育について、地元産品を通して消費拡大に努めながら、食堂やホテル、また交流拠点であります「ゆ〜りん館」などを、関連食品販売業者の理解を求めながら消費拡大の普及活動を考えるべきだと思いますが、市長の考え方をお伺いしたいと思っております。

次に、厚生労働省でも食育について発表しておりますが、「健康日本 21」や「21 世紀における国民健康づくり運動」の中で、食育を推進していくと言われております。

小中学生の肥満予防対策としても、シンポジウムなどの親を含めた食生活の知識の向上や、飲食店でのヘルシーメニューの表示提供支援や、食生活の改善方法などの提案する食生活改善推進員の活動支援を進めていくと言われております。

私、ある新聞を切り抜いてみましたけれども、欧米で食べているファーストフード、これ1日に3食、毎日食べたらどうなるのか。

みんなが食べていることですから大丈夫だろうということで、健康な人にこの実験をした。30日間食べてもらうようお願いをした。人体実験をしながら、医者や栄養士、弁護士などを通して、見てもらいながらこの実験を始めた。

ヘルシーで栄養価が高い食べ物だから大丈夫だろうということで、正直とっても怖かったけれども3食、毎日21日間、3週間食べ続けた。

そうすると、段々と体の変調を来し、命が危ないからやめなさいなどという忠告も多くの人から受けた。でも、誰もが食べているものだから大丈夫だろうと、あと10日間食べ続けた。大変異常を来した。

食べ終わった終了後、3日間は頭痛がひどく、体中が痛く、震えと汗がとまらなかった。麻酔患者のような症状になった。

このことを、体調を戻すために、野菜や旬の食材をふんだんに使った食物を食べながら毎日毎日取り組んだら、2カ月間かかってやっと体調が戻った。

この間、肝機能やコレステロール、血圧など、大変異常を来していたそうであります。

また、肥満になった関係もあって、もとの体重に戻すために14カ月もかかったと、こう書かれているわけであります。

また、米国では、肥満が大きな社会問題となっております。

個人の健康にとどまらず、生活習慣病の治療費が、国の財政を圧迫する恐れもある。

毎日、ハンバーガーだけ食べたらどうなるのか、ハンバーガーだけだと体重がふえるばかりか、血圧や内蔵機能の異常も起こし、結局はドクターストップとなる。

手軽さからつい頼りがちのファーストフードの危うさを感じてほしいと、こんな新聞記事が載っているわけではありますが、美唄市としても食育に関して、乳幼児から高齢者まで一貫した取り組みが必要であると思うんです。

また、子育て支援センターの中でも、乳幼児に対しては、各地域の保健センターや医療センターと連携しながら、いつ、どのような形状の離乳食を与えるのが望ましいのか、いま核家族でありますから、母親が新米なんです。新米母親に、離乳の支援ガイドを作成し、不安のないような知識を普及させる必要があると思います。

そこで、美唄にも、「美唄ヘルシーライフ21」の取り組みがありますが、食に関する今後の取り組みについてどうなっているのか、お伺いをします。

もう1つは、いまほど申し上げました美唄市子育て支援センターの食に対する、離乳食についてどうなっているのか、お伺いをいたします。

もう1つは、文部科学省の件なんですが、これは教育長にお伺いをいたします。

政府は、栄養教諭を中心とした学校と家庭、地域の連携をとり、食育を推進するとのことであります。

学校での食育を進めるには、家庭での効率的な働き方などの調査、研究、保護者に対して、食育の重要性や注意事項を説明した参考資料を作成することや、地域に根ざした学校

給食の推進事業として、関係省庁や生産者と連携し、地場産品の活用や米飯給食の推進方法について検討するとしているところであり  
ます。

これまで取り組んできた食生活改善運動とは異なり、来年度から、各省庁が連携をとりながら国民運動として食育を推進することで、健康で文化的な国民生活と、豊かで活力ある社会の実現につなげることであるかと思  
います。

特に、学校給食は、地場産品の利用が必要でありますし、子どもたちが地域の自然や文化などの理解を深め、生産者や食への感謝をはぐくむ上での地場産の食材が重要であります。

地産地消を進めていくことも有効であると思  
います。

美唄市の給食センターは、地場産の野菜がどのくらい利用があるのか、また栄養士と生産者グループとの話し合いがあるのか、私は知りたいと思  
います。

最近の報道によりますと、小中学生の中に、朝食の欠食ゼロの児童生徒がいるようであり  
ます。

朝食の欠食は、生活態度や学習への意欲に影響いたしますし、単に家庭の問題ではなく、教育現場にとっても大きな課題ではないかと思  
います。

自治体にとっては、学校で朝の朝食を出す取り組みを進めている地域もあるようですが、欠食ゼロには学校と保護者、地域が連携して食に関心を持ち、朝食を見直すことが大切であると思  
います。

ある冊子がありますが、この中に書かれて

いるんですけれども、おやじ中心主義から子ども中心主義にいま、現在なっている。

日本の家庭の多くは、ちゃぶ台で同じ料理を食べてきました。お父さんの前にはおかずももう一品並んでおりました。

また、子どもが「これ食べたくない」などと言うものなら、お父さんやお母さんが「いいから食べなさい」としかりつけたと言われてお  
ります。

しかし、時代の変遷とともに、お父さんは自分でおかずをもう一品調達するようになり、食卓の力学も、おやじ主義から子ども主義へと変化がしてきているようであり  
ます。

また、食卓を囲む一体感で、家族は力強く生き抜いてきたようであります。そして、お母さんの手料理を食べ喜びを味わい、家族の心を1つにまとめてきたと言われてお  
ります。

食卓は、家族の互いの存在を確認する場所でもあったようであり  
ます。

安全な食生活を維持するためには、自分たちの食料はできるだけ自分たちの手で生産するのが大切だ、自国の農業を育てることの大切さ、農業サイドから、更に積極的に伝えていくことが必要ではないでしょうか。

また、いま、子どもたちの中で「ばっかり食べ」という言葉があるそうです。

私はよく理解できなかったんですが、この冊子を見ますると、ご飯だけを食べ、ハンバーグだけを食べ続ける、このような1種類ずつ食べ終えていくことを「ばっかり食べ」と言うそうであり  
ます。

口の中で味が一緒になってしまうのが嫌だ、嫌いなものを先に食べ、好きなものを後に食べるのだということです。子どもの話です。



専門家は、こんな食べ方をしていると、日本の食文化で大切な「口中調味」を失われると嘆いています。

口中調味とは、辛いもの、酸っぱいもの、しょっぱいもの、甘いもの、そんなものが口の中で、ご飯と一緒に味のバランスをとり、よりおいしく食べ続けることだそうであります。

この食べ方は、脳の発達に大きな影響があり、舌の味覚を育てることのできるものだと、専門家は言われております。

子どもたちが最近、偏食になっております。ファーストフードやでき合いの惣菜が食卓に並ぶため、多様なおいしさを味わうべき舌が育たず、子どもたちの偏食が深刻化をしております。

味を味わう舌を鍛えるには、小学校の高学年の頃が最も適していると言われております。

それは、味を感じる味蕾細胞が最も活性化し、その頃までに経験した味は、成長した後もずっと記憶され、味覚の幅を広げていくそうであります。

反対に、経験していない味は、大人になっても受け入れられず、味に鈍感になり、食の楽しさを味わえない人間になってしまうそうでもあります。

また、食に対して偏食をしますと、青少年非行の方向にも走るようでもあります。

軽犯罪、粗暴犯で逮捕された中高生 276 人と、一般の中高生 246 人を対象にした、食事の内容を検討した青少年非行と食生活報告書によりますと、週に 3 日以上朝食を抜く、魚や野菜類の絶食は少なく、カップめんが多い、家庭で鍋料理を囲んだことがない、間食はカ

ップめんとジュース、牛乳は飲んだことがない、野菜は食べない、そんな人たちが、暴力的な犯罪になるほど個食や偏食の傾向が強いようであります。

こうした点から見ても、いかに食事が大切なのかおわかりかと思えます。

まだそのほかにもたくさんこの資料がありますが、こういったことを踏まえた中で今後、美唄市の学校給食の歴史は長いんでありますから、あり方について、教育長にお伺いしますが、

まず、1 つは、米飯給食の取り組みについて、お伺いをいたします。

2 つは、地元産野菜や食材の需給について、お伺いをいたします。

3 つ目は、いまほど申し上げました欠食ゼロの児童や生徒の現状がどうなっているのか、お伺いをいたします。

それから、大綱の 2 点目の、市営住宅の件でございますが、美唄市の財政が厳しい今日、民間のアイディアを取り入れたプロポーザル方式が各地で実現をしております。

土建業界は、公共事業が減少している中で、元気のある建設会社が用地の取得から住宅の設計、建設から完成まで担当してもらい、完成後は、行政が企業から契約して借り上げ、家賃の保証をして料金を支払う、このことで市は、巨額の初期投資が不要になりますし、建設会社は安心して建物が建てられるわけがあります。

また、公営住宅法により、制限される設計も解決されるような趣旨、民間の発想で店舗の入居や基準に合わない斬新なデザインの高層市営住宅として建設されることも行われる

わけであります。

この方法で、中心市街地に建設することで空洞化が解消され、市街地の人口密度も増加することだと思います。

道も、この新聞によりますと、道営住宅の建替に民間のアイディアや資金活用するプロポーザル方式を実験的に導入し、用地取得から住宅の設計・建設、完成後の修繕まで、民間企業が担当してもらう方式で、道は企業に借り上げ料金を支払えば巨額な初期投資がいらなくなると、この方式を公営住宅への導入に、札幌市も利用している。

また、企業が道住宅の所有者となるため、公営住宅法でできない店舗の入居や基準に合わないデザインも可能である、このように言われておりますし、また、胆振支庁ですか、老朽化した胆振支庁舎を移転し、室蘭市の建設会社にそういうお願いをしているという新聞記事も載っているわけであります。

そのことから、今後、美唄市も高齢化社会が到来することや、間口除雪のことも考え、対応することが必要であると考えております。

札幌市や室蘭市、または道も採用するようでありますから、美唄市もこの件について十分考え、乗りおくれのないような取り組みをしなければならないと思いますが、プロポーザル方式について、市長の考えをお伺いいたします。

また、空き店舗の件について質問をさせていただきます。

美唄市も都市計画が進み、駅前開発も今年度でアンダーパスが完成し、終了する予定であります。

美唄 21 世紀まちづくりプラン後期計画も、

今年度より 22 年度までの 5 カ年で、内容を見ますと、中心市街地の活気ある商店街をめざすと言われております。

しかし、いまは活気どころか、シャッター街となり、空き店舗も目立ち、昔の活気を取り戻すことの難しさが伺われます。

まちづくりプラン後期計画の中身を見ますと、計画はすばらしいんですけども、この計画通りにいくのかどうか、絵に描いたボタもちにならない対策が必要であるかと思えます。

道の調査では、道内の市町村の中心市街地の空洞化は 7 割を超えている結果が出ております。

大都市では、大規模集客施設の郊外立地、また核となる施設の撤退や移転が原因だと言われております。

人口 3 万人未満の小都市は、人口が 74%減っているからだと、人口減がある、また高齢化が 64%上を占めていると、アンケートに出ているそうであります。

このため、中心市街地からにぎわいが消える、空洞化に歯どめをかける、郊外への大型商業施設の出店を規制するまちづくり 3 法の改正案の成立をめざしていると言われております。

そのために、北海道知事は、核となる地域に医療施設、例えば病院ですね、そういったものを、また福祉施設のサービス機能を持つ取り組みを十分に考えたまちづくりのため、中心部に集積するコンパクトなまちづくりを目標に挙げているわけであります。

資料を見ますと、新たな中心市街地活性化法は、現行の中心市街地における市街地の

整備改善、及び商業などの活性化の一体的推進に関する法律であったわけではありますが、名称を中心市街地の活性化に関する法律と変更しながら、この改正案に取り組んでいるところであります。

空洞化が著しい中心市街地対策として、中心市街地に公共公益施設などの公共機能や、住機能といったさまざまな都市機能を集約していくことでありますし、中心市街地のにぎわいを回復すると同時に、コミュニティを再生し、生活空間として魅力あるものにすることが目的としております。

今後、人口減少、超高齢化・社会化が進む中で、持続可能な都市づくりが必要であると思ひますし、道知事もコンパクトシティを採用するようでもあります。

小さなまちづくり、コンパクトシティの考え方について、市長にお伺いをし、この場からの質問を終わります。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 矢部議員の質問にお答えします。

初めに、地場産品の利用拡大についてであります。市内での利用の拡大を促進するためには消費者に信頼される安全・安心な農産物の生産に農業者などが主体的に取り組み、その情報を積極的に提供するなど、顔の見える信頼関係を築いていくとともに、地元消費者においては、地場産品の愛用に配慮する地産地消の推進に取り組むことが大切であると考えております。

このため、美唄市農業振興協議会においては、飲食店やホテルなどにおける地産地消の取り組みを促進するために、米の利用状況や、

美唄産米などに対するアンケート調査をもとに、飲食店等への地場産品の普及や利用拡大に取り組むこととしております。

また、昨年、はじめてコスモス通を利用した「食のフリーマーケット」を開催したところですが、今後におきましても、農業団体や商工団体などと連携し、生産者と消費者などが情報交換するさまざまな機会を通じて、地場産品のPRや利用の拡大、更には意識の高揚に努め、地域経済の活性化につなげてまいりたいと考えております。

次に、「美唄ヘルシーライフ 21」についてであります。食を取り巻く環境の変化による、食生活の乱れや生活習慣病の予防から、家族がそろって食を楽しみ、食の大切さを知ることや、地元の安心・安全な食材や食品による地域独自の豊かな味を伝承することなどを通して、地域の交流を深めるなど、市民や地域が食を通して健康づくりに取り組む体制や、環境整備をすることが大切であると考えております。

これまで進めてきました市民一人ひとりが「健康は自らつくるもの」という視点を基本に、こうした市民の取り組みが効果的に進められるよう、食生活改善推進員や保険推進員等、健康づくりリーダーや関係団体との協働による健康づくりを、一層推進してまいりたいと考えております。

次に、子育て支援センターでの食への取り組みであります。市内でとれた安全な食材を使った「手作りおやつ講習会」を実施しているほか、乳幼児期の離乳食や食事の量など、さまざまな食への相談に対して、子育て指導員が保健センターと連携を取りながら対応し

ております。

また、平成 16 年度からは、「はみんぐ」前庭を利用し、親子やボランティアの皆様らとともにミニ菜園づくりをはじめ、トマトやジャガイモなど食材の生育を観察し収穫を行ってきております。この体験を生かして、親子で自家菜園を始めた方もいたと聞いております。

今後につきましても、相談業務や体験菜園などの取り組みを通して、食の大切さを伝えてまいりたいと考えております。

次に、市街地における公営住宅の建設についてであります。まち中における住宅の供給は、空洞化が進む市街地中心部の賑わいの創出とあわせて、少子高齢化に対応した良好な居住環境が作り出されるものと考えております。

公営住宅の整備につきましては、中心市街地活性化基本計画との連携を図り、民間活力による借上げ公営住宅の建設などについても、検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、コンパクトシティについてですが、道では、新年度において、地域で暮らす人々の利便性や、将来の行政コストなどにも配慮しながら、人口減少時代の新しい地域づくりに向けた検討を進め、高齢者や子育て世代などが住みやすく、活気と潤いのあるコンパクトなまちづくりをめざすこととしております。

少子高齢化が進む本市におきましても、まちの中心部にさまざまな機能を集めることによって相乗的な経済交流活動が活発になり、中心市街地の活性化にも期待できるものと考えており、将来にわたり持続可能な地域社会

を築き上げていくためには重要な視点であると考えております。

●議長長岡正勝君 教育長。

●教育長村上忠雄君 矢部議員のご質問にお答えいたします。

初めに、米飯給食についてであります。現在、米飯給食につきましては、地元産の「ほしの夢」100%使用の米飯給食が、週 3.5 回、パン給食が 1.5 回、提供しております。

米飯給食で食べ残しを減らすために、混ぜご飯等子どもたちの好むメニューづくりなど工夫に努めているところでございます。

また、米の消費拡大ということでは、現在試行しております地元産米粉によるパン、うどん等を献立に取り入れてまいりたい、このように考えているところでございます。

次に、地元野菜の使用についてですが、端境期以外は地元の無・低農薬野菜を中心に使用に努めているところでございまして、その量は、全体使用料の約 20%程度となっております。これらの食材の調達につきましては今後も、地元産品の使用に努めてまいりたいとこのように考えております。

次に、欠食児童の状況であります。本市におきましては調査しておりませんが、先ほど申し上げました道 P T A 連合会の調査では、北海道の児童生徒の朝欠食児童や個食の割合が、全国と比較しても高い数値となっていることが指摘されております。

ただいまご質問にありましたように、食べることを以外に味覚を育てることやら、友達同士あるいは家庭の中でのコミュニケーションを図るという大きな効果を持っておりますことから、学校における食に関する指導の充実

を図ることはもとより、家庭で食について考える機会を提供するなど、家庭・学校・地域が連携した取り組みが推進されるように、今後とも努めてまいりたいと考えています。

●議長長岡正勝君 次に移ります。

4 番白木優志議員。

●4 番白木優志議員（登壇） 平成 18 年度第 1 回美唄市議会定例会にあたり、私は、大綱 3 点を、市長に質問いたします。

大綱の 1 点目は、宮島沼についてであります。

最盛期においては、わずか 30 ヘクタールの沼地、湿地に 6 万 5,000 羽以上のマガンをはじめ、多くの野鳥、水鳥たちの楽園として、世界的に見ても例のない湿地として認められ、平成 14 年 11 月にラムサール条約湿地登録されました。

これに至るまでには、道、市と地元で、問題解決に向け協議してきました。

そういった経緯を経て、いよいよ本年、施設が完成と聞き、それにあわせて来訪者の大幅な増が見込まれます。

また、本市の観光交流拠点施設の 1 つとして、湿地保全を含めこの貴重な財産を次世代に引き継いでもらうために、以下 3 点を、市長に質問させていただきます。

1 つ目は、平成 18 年度市政執行方針で市長は、環境省による宮島沼湿地センターが平成 18 年度中に完成予定と演説されましたが、本市として、備品、展示品を含めどういったことを環境省に要望され、施設にどう反映されたのか、具体的にお答え願います。

完成に向け、現在の工事の進捗状況と、いつごろ完成されるのか、お伺いいたします。

今後、この施設が観光、学習、交流拠点の、観光の拠点施設の 1 つとしてどのように有効活用を考えておられるのか、その対策、計画をお伺いします。

2 つ目は、施設周辺の環境整備についてであります。

施設へ通じる道路は、幅員わずか 4 メートルと、歩道もなく、利用される来訪者や地元の営農者に大変不便をかけている現状を踏まえ、その改良を市に要望されていると聞きました。

本年度予算において、施設の周辺整備を計画されているようですが、それについてお伺いいたします。

また、今後の整備計画もお伺いします。

宮島沼が健全な湿地として次世代に引き継いでもらうため、このうち環境省に、施設も含めどういったことを要望しているのか、お伺いいたします。

3 つ目は、施設周辺での特産品の販売についてであります。

これについては、宮島沼保全活用計画に基づき、当時、地元で道、市から説明会が開催され、その中で、来訪者を対象とした地元との経済交流の場を提供し、少しでも営農の安定化に努めたいとの説明がありました。

それを踏まえて現在、地元の女性グループや農家、市街地の業者の方たちが、食べ物や農産物等の直売などそれなりに経済効果をおさめていると聞きましたが、今度完成される敷地内において販売行為はできないと聞いているが、市としてどのような対応策をとられるのか、お伺いします。

また、来訪者に、美唄市の施設等の情報を

盛り込んだ総合案内板を設置する考えがないか、お伺いします。

大綱 2 点目は、市民バスについてであります。

市民の足としてその役割が大変大きく、行政サービスの大きな柱の 1 つであり、以下 2 点を、市長に質問します。

1 つ目は、市民バスの運行等についてであります。

特に、私は、西線についてお伺いします。

スクールバスとの混乗により、そのほとんどの路線において、美唄駅に到着する時間帯が午前 8 時 30 分前後に集中しているため、市内各高校の始業時に間に合わない運行スケジュールになっており、改善される予定はないのか。

また、高校生たちが安心してクラブ活動等を終了して、帰宅の時間帯に間に合うような見直しも含めてお伺いいたします。

今年度完成予定の宮島沼の施設への乗り入れも検討してはいかがか、お伺いいたします。

私は、詳しい調査はしていませんが、多くの人たちが通学等に J R 峰延駅を利用されています。その多くの利用者は、道道峰樺線を利用されている現在、今後、そういった人たちの利便性を図るために、調査、検討してみたいかがか、お伺いいたします。

次に、市民バスの時刻表、及び路線が非常にわかりづらく、今後、工夫できないのかお伺いします。

2 つ目は、運行車両についてであります。

バスの老朽化に伴い、部品等の調達も困難を極めている現状を聞きました。

本年度予算において、市民バスの代替も計

画されているようですが、こういったバスなのかお伺いいたします。

次に、平成 17 年 12 月現在、東線では 6.5 人、西線においては 1.7 人の、1 年当たりの乗車数と聞き、その利用率の低さに驚きました。

経費の面からも、運行車両も、それに見合った車両に代替し、また、将来、民間委託も含めた市民バス事業をどのように考えておられるのか、お伺いします。

大綱の 3 点目は、旧生協跡地についてであります。

この質問に関しては、同僚議員に対する答弁でおおむね理解できましたが、関連するので、以下 2 つ、お伺いします。

1 つ目は、購入する方向で考えているとのことですが、市税の減少や国税の減額などにより、財政状況は今後、厳しさを増すと予想されます。

購入する場合の購入方法はどのように考えているのか、お伺いします。

また、当面の活用方法についても、今後、協議していくとのことですが、契約はいつごろを予定しているのか、お伺いします。

2 つ目は、具体的な計画はできるだけ早い時期にまとめるとあるが、計画が決定するまでのスケジュールについて、お伺いします。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 白木議員の質問にお答えします。

初めに、宮島沼水鳥・湿地センターについてであります。施設整備につきましては、平成 19 年 4 月のオープンに向け、平成 17 年度より工事に着手しており、現在は基礎工事

も終え、棟上げ作業を進めている段階であります。

施設の概要につきましては、木造・平屋建、床面積 328.45 平米、調査研究室、展示情報室、事務室等となっており、平成 18 年度の施設整備は 5 月以降に入札を行い工事が行われますが、秋のマガンなどの飛来時期に約 1 カ月工事を中断し 11 月ごろまでには施設がほぼ完成する予定となっております。

完成後は、備品、展示品の搬入・設置を行うほか、環境省と連携を図りながら広報紙、美唄市ホームページ等を通して P R を行うなど、準備を進めてまいりたいと考えております。

なお、調査研究室には、地元の方々に農産物加工施設などに利用していただけるよう厨房機器を設置することとなっております。

また、この施設の利活用につきましては、地域住民と来訪者が触れ合う交流の場として、また、環境学習等にも幅広く活用できるよう、宮島沼水鳥・湿地センター運営協議会準備会などとも協議しながら検討してまいりたいと考えております。

次に、周辺環境整備についてであります、平成 18 年度におきましては、施設前の道路拡幅工事と、駐車場の遮光壁の設置を予定しているほか、道路拡幅工事については延長距離 120 メートル、既存道路幅 4 メートルに対し、5.5 メートルの拡幅改良工事を行う予定としております。

今後の宮島沼周辺環境整備につきましては、地域住民の要望を踏まえながら、国などの関係機関に要望してまいりたいと考えております。

次に、特産品の販売についてであります、宮島沼のラムサール条約の登録や、観察センターの建設に対しては、これまで、地元の皆さんの理解や協力の下に進めてまいりました。

宮島沼保全活用計画では、観察センターなどの拠点施設を整備するにあたっては、市民活動や研究の拠点となり、来訪する観光客に対し情報提供ができる機能を有するとともに、地元の農業者が農産物の販売などを通して接触でき、情報の交換が可能になるような場所を確保する計画をしているところであり、今後も、国に対しまして要望してまいります。

また、総合案内板等の設置につきましては、今後、設置場所や内容について検討してまいりたいと考えております。

次に、市民バス運行等についてであります、初めに、西線スクールバス混乗便の始業時の運行ダイヤにつきましては、美唄高校への通学者や関係機関とのこれまでの話し合いを踏まえ、新年度から実施してまいりたいと考えております。

なお、帰りの時間につきましては、利用動向等十分把握しながら協議してまいりたいと考えております。

次に、峰樺線の運行についてであります、今後、利用状況や動向等、調査してまいりたいと考えております。

宮島沼への市民バスの乗り入れについてあります、施設整備等により来訪者も増加するものと考えておりますので、秋の飛来時期に交通手段を持っていない方の対応等について、検討してまいりたいと考えております。

西線の時刻表についてであります、スクールバスにより混乗運行を行っていることか

ら、学校行事によっては時刻表の変更が生じるため、変更時刻表をバス車内、駅前待合所に掲載するとともに、各地域のバス運行協力員へ連絡するなど周知を図っているところですが、表示方法について、今後、そのあり方を検討してまいりたいと考えております。

次に、運行車両についてであります。初めに、バス購入につきましては、利用実態から中型バスの導入を検討しております。

次に、今後のバス事業の運営のあり方につきましては、現行の運営方法だけではなく、民間事業者の自主的運行などについても検討してまいりたいと考えております。

次に、旧生協跡地についてであります。購入の方法につきましては、土地開発公社に対して先行取得を依頼することとしております。

なお、現在、価格面において協議をしておりますので、協議が整い次第、契約を予定しております。

次に、跡地利用につきましては、「美唄TMO推進協議会」などと十分協議しながら、中心市街地活性化基本計画やTMO構想を踏まえ、できるだけ早い時期に活性化に向けた活用方策を取りまとめたいと考えております。

●議長長岡正勝君 4番白木優志議員。

●4番白木優志議員 自席から、2点質問させていただきます。

宮島沼水鳥・湿地センターがことし11月、ほぼ完成し、平成19年4月にオープン予定のことですが、その間の管理体制はどう考えておられるのか、お伺いします。

次に、宮島沼へ通じる市道20線ですが、こ

とし120メートルの改良工事を計画されているとの答弁でしたが、将来、施設の完成にあわせて多くの来訪者が見込まれます。

また、観光バス等の乗り入れも相当数見込まれ、現道においての対応では支障を来す恐れがあり、私は、きちっとした整備計画を持たれて今後につなげてはいかかがか、お伺いいたします。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 白木議員の質問にお答えします。

オープンまでの管理体制についてですが、12月以降につきましては、備品の搬入や展示品の設置などオープンに向けた準備を行うこととなりますが、準備期間中も含め市が施設の管理を行うこととなっております。

次に、宮島の周辺の道路整備についてですが、施設のオープンに伴いまして、道路の混雑も予想されますので、円滑な通行を確保するために、待避所の設置を含め、今後その対応について検討してまいりたいと考えております。

●議長長岡正勝君 次に移ります。

18番紫藤政則議員。

●18番紫藤政則議員（登壇） 2006年第1回定例会にあたり、私は、身近な生活環境の確保、ごみ処理行政、まちづくり憲法と予算編成等の以上、大綱3点について、市長に質問いたします。

大綱1点目は、市民生活に欠くことのできない除排雪と、日々の買い物等身近な生活環境の確保についてお尋ねします。

最初は、冬期間における除排雪についてであります。



2001年から2010年までの10カ年の第5期美唄総合計画策定にあたり、1999年7月に実施した市民意識調査は、全戸を対象にしたもので、回収率41%、5,441人の市民意識を把握した、画期的な取り組みでした。

その中の市政に対する満足度の分野では、不満の割合が61.2%に上る施策は冬期間の除排雪で、不満のウエートが群を抜いていました。

最も高いテーマであるとの結果が出ています。

言いかえれば、市として最も取り組みの充実を図らなければならない施策であると言えます。

そこで伺いますが、1つは降雪量、最大積雪量と、除排雪に要する経費の総額に関するここ5カ年間の推移について。

2つは、出動基準等の体制と、市民要望や苦情の対処方法について。

3つは、路面凍結や降雪を要因とする転倒や、交通事故の状況把握について。

4つは、市民個人や地域と民間事業所との契約による実施状況について。

民間事業所と個人が、玄関前等の除雪、敷地一部道路、これらとの個人間の契約で除排雪をやっている例が最近見受けられますが、この辺の実施状況を把握しておられるかどうかですね。

5つは、除排雪の改善に向け、今日まで主な検討経過、具体的にいろんな検討をなさってきたと思いますが、その検討経過と効果測定、どのように抑えておいでになるか、それぞれお答えいただきたいと思います。

次は、飲食料品等、小売業の動向と日々の

買い物についてであります。

このことにつきましては、JAびばい共練店、私の住んでいる家のすぐ近くにある店がありますが、共練店の閉店問題に接しまして、行政として、毎日の買い物環境を確保する責任はないのだろうか。

高齢者等、生活弱者にしわ寄せされる現状を放置することしかできないのだろうか。悩みながら、以下お尋ねいたしたいと思います。

1つは、市内の飲食料品等小売業について、地域別店舗数の現状と、ここ数年間の出店閉店状況。

あわせて、そのことにより、市民の日々の暮らしにどんな影響が出ているのか。

数年と申し上げましたのは、これらの動きが顕著になったその時点を起点として捉えて、以下、その後の推移について、お示しいただきたいと思います。

2つは、市民の買い物動向の把握であります。

市民の皆さんは買い物に、日々の買い物はどのような方法で、そしてどういった店に多く買い物に行くのか、買い物の回数はどうか、これらの買い物傾向。

当然、いわば市外への消費の流失等、これらについての状況についても、把握をされておりましたらお答えをいただきたいと思います。

3つは、地域に根ざした小売店が、大規模店の進出により淘汰されていく状況について、手をこまねるしかないのか。市民の暮らしを守る視点から、行政の果たす役割は何なのか、それぞれお答えをいただきたいと思います。

大綱 2 点目は、ごみ処理行政についてであります。

ここでは、ごみ処理の現状と課題を整理し、整理できるかどうかわかりませんが、そうしたいと思います。

そして、市民の協働により、家庭ごみの有料化を明確に打ち出すタイミングであり、市長として、明確なメッセージを市民に発するべしとの思いで、以下お尋ねいたします。

最初は、ごみ処理計画の実行管理について。

2003 年、平成 15 年 3 月に策定した美唄市ごみ処理基本計画。

私が目にしておりますのは概要版でございますが、このごみ処理基本計画は、2002 年度を起点に、20 年後の 2021 年を目標年次として、5 年ごとに中間目標を設定して排出量 25% の削減をめざし、ごみの減量施策を数々挙げています。

その計画内容を一部ご紹介しますが、基本方針では、ごみ処理に関する目標として、排出されたごみをただ捨てるのではなく、排出前の抑制方法の確立を図り、埋め立て物の低減を図る。

1 つ、容器包装廃棄物の更なる分別収集体制の確立を図る。1 つ、ごみ処理の適正処理を行うため、広域処理の動向を踏まえた処理システムの構築を図る。1 つ、新最終処分場の早期整備をめざす。と、4 点に整理しています。

次に、達成目標の項では、資源循環型をめざし、減量化目標を定めると前置きし、排出抑制による減量目標として、①自治会、子ども会等の集団回収の充実を図る。②生ごみ堆肥化容器などの普及利用により、排出抑制を

図る。③有料化等の実施により、ごみとして出される量の抑制を図る。④啓発・啓蒙により、買い物袋等の利用を図るとともに、事業者に対し協力体制を確立し、過剰包装の抑制を図るものとする。と、4 項目の施策を講じることにより、排出量 25% の削減をめざすものとする、数値目標を明らかにしています。

次に、再生利用による減量目標としては、容器包装廃棄物や古紙等の資源物の分別収集の徹底により、総排出量の 27% の減量をめざすものとする、これも再生利用による数値目標を明らかにしています。

更に、埋め立て前の中間処理となる生ごみの資源化处理、これ 100% 達成しますと。

それから、最終処分場の前処理となる不燃粗大ごみの破碎率のアップにより、埋め立てごみ減量化の目標を掲げています。

そこで伺いますが、以上申し上げたごみ処理計画に基づいて、1 つは、目標達成状況について、ごみ発生量、処理量、資源化率について、それぞれお答えください。

2 つは、現在、中間処理となるリサイクル内容と、継続協議となっている南空知の広域化協議の現状と課題についてお示しください。

次は、ごみ処理事業の経費等、財源等についてであります。

具体的にお聞きします。

1 つ、収集運搬、中間処理、最終処分場等の経常経費の現状について。

2 つ、新たな最終処分場完成後、公債費の償還額を含めた維持管理費について、地方交付税の基準財政需要額の算入見込みもあわせてお答えください。

3 つ、2002 年 11 月末で廃止された南美唄

焼却場の解体経費と、解体予定時期について。

4つ、ごみ処理手数料の収入実績と新たな有料化計画について、廃棄物減量等推進審議会の審議状況と答申時期を含めて、以上4点について、それぞれお答えください。

次は、ごみ改革に向けた新たな目標設定についてであります。

「ごみ改革」というのは、これは、首長忘れましたが、ある自治体の首長が、ごみの現状を憂えて、そしてごみの減量化を実行しようということでもわかりやすく表現した言葉であります。その言葉をいただきました。

ごみ改革に向けた新たな目標設定について、伺います。

現在、検討を重ねている新しい有料化、これは家庭系のごみの新たな有料化、そして事業系ごみ、すでに手数料をとっている、この見直しを含めるものだと承知をしておりますが、これらの有料化議論を契機に、先進都市として注目されている日野市の例に倣い、資源ごみを倍増し、処理・処分ごみ半減をするとの目標設定をし、ごみ全体の処理量削減の諸施策を講じることが必要と考えますが、市長のお考えを、お聞かせをいただきたいと思います。

大綱3点目は、まちづくりの憲法と予算編成等について、つまり、美唄市の行財政運営の基本となる取り組みについてお尋ねいたします。

最初は、自治基本条例の制定であります。

自治基本条例とは何か、それは、市政の基本理念、及びそれに基づいて創設される機関的な制度と、運営の基本原則を明らかにするもので、条例が定める制度を定着させること

で市民自治と民主主義が息づく市政が実現できること。

そして、全ての市民、市長、私ども市の議員、市の職員に共有され、遵守される最高条例、すなわちわがまちの憲法として制定するものであること。

つまり、自治基本条例とは、自治体運営の理念と、その理念を具体化する制度と、その制度を動かす原則をきちっと盛り込み、その条例をその自治体の最高条例にする。

最高条例にするということは、これに違反して他の条例や規則を制定してはならないし、あるいは市長、議員、職員は、これに反した活動をしてはならないということです。

自治基本条例に最高性を持たせるためには、そのように条文で規定するほか、自治基本条例を住民投票によって確定する必要があります。

ただいま申し上げました自治基本条例とは何かとの考えは、私のオリジナルな言葉じゃなくて、2004年7月24日に、札幌で開催された地方自治土曜講座で、神原勝北大教授が、「自治基本条例の理論と方法」のタイトルでお話された講義録の中からご紹介いたしました。

私は、なぜ長々にご紹介したかと言いますと、井坂さんの時代からこの議論をさせていただいていまして、すでに5年ぐらい経過をしております。

率直に言って、自治基本条例という言葉は使わせていただいていたのですが、果たしてどんな、そのことによって、具体的なイメージというのはなかなか持ち得ませんでした。

それは、美唄市が進めてきた、進めている

行財政運営のルールとの乖離が余りにもありすぎる、こういう状況だったからであります。

そう悶々としておりましたけれども、いま申し上げました自治基本条例の定義に触れまして、これだと、いわば目からうろこが落ちたそういう感じで受けとめたのでご紹介をしたわけであります。

そこで、お伺いいたしますが、自治基本条例についての質問で、私の市長のご答弁をいただきたいと意図するところは、いずれ条例提案をなさる市長として、どういう条例をつくりたいか、どういう条例であってほしいか、議論を巻き起こすためにも自らの考え方を示すべきではないですかと、ぜひ示していただきたいとそういう思いで、以下お尋ねをいたします。

その1つは、すでに検討をスタートしている庁内有志グループでの議論の経過、大変ご苦労されているようであります。敬意を表したい活動だと思っています。

その方々の議論経過と、今後の条例制定までに取り組む内容について、タイムスケジュールも含めて教えてください。

2つは、現時点で考えている条例のねらい、目的と所要なポイント、あわせて、私は、すでに本会議でご提起を申し上げておりますが、自治基本条例というのは、議会条項の制定なくして自治基本条例ではなしと、いわば行政基本条例、議会条例の条項が加わらなければ行政基本条例の範疇にとどまってしまう、是非議長にお話をして、そして、名実ともに自治基本条例にしていくために、十分議会と協議をして、そしてそれらも組み入れて自治基本条例として制定準備に入るべきではないか

と、こういうご提言をさせていただいた。

これらのご提言を受けまして、市長として、この議会条項の取り扱いについて、どのようにお考えになっているかお答えください。

3つは、全国で約30の自治体が、市町村が条例をすでに制定し、また、100近い数の自治体が制定を予定していると承知をしていますが、これらの先進自治体の動向と、その中で、美唄市として最も参考にしたいと思っているそういう条例制定をした自治体があれば、例えばニセコ町とか、その自治体名を挙げていただきたいと思います。

次に、大綱3点目の2項目めになります、予算編成にあたってのポイント、留意点、2006年予算編成の留意事項についてであります。

具体的にお尋ねをいたします。

その1つは、2005年度の一般会計の実質収支、市立美唄病院会計の不良債務について、それぞれ主要な決算要因を挙げてその見通しをお示してください。

2つは、いわゆる三位一体改革による影響と、地方交付税の減額要因について、三位一体改革だけでない減額要因があるかと思いますが、それらの要因について。

3つは、道財政立て直しプラン、見直しプランによる美唄市への影響について。

4つは、市民負担や行政サービスがどのようになるのか、市民の暮らしへの影響について。

5つは、主要事業の事前評価結果の概要について。

6つは、収支不足額にどう対応したか、財源調整の内容について。

7つは、各種基金積立金の長期繰替運用可

能額について、2005 年度末と 2006 年度末をそれぞれ、見込み額をそれぞれ示してください。

8 つは、私が常々申し上げております、議員にとって、市民にとって、職員にとってわかりやすい予算書、説明書にするためにどう、この予算編成にあたって改善をされたのか。

以上、8 点にわたって、それぞれお答えをいただきたいと思います。

大綱 3 点目の最後、最後の最後であります、市立病院の経営についてお尋ねをしたいと思います。

1 つは、2005 年度末の決算見込み段階において、第 5 次経営健全化計画と、実績の乖離について、その主な要因を挙げて、その乖離について金額をお答えいただきたいと思います。

2 つは、計画が未達、達成できなかった、いわゆる未達要因と、その未達が出た、受けて、その後、どのような対策を講じようとしているのか。

3 つは、第 5 次病院健全化団体指定継続の現時点での見通しはどうか、それぞれお答えいただきたいと思います。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 紫藤議員の質問にお答えします。

食料品等の小売業の動向などについてであります、初めに、平成 16 年商業統計調査における卸小売業の事業所数は 281 店となっており、平成 14 年の前回調査から比較して 33 店舗減少しており、10.5%の減少となっております。

食料品等における主な出店といたしまして

は、平成 10 年には、駅東側に出店した「りょーゆー」や「パワーズ」、平成 12 年には、東区に「旭友」や「ツルハ」の出店、そして平成 16 年には、同じ東地区に「生協」の移転や「しまむら」の出店、平成 17 年には、「イエローグローブ」の出店などがあり、加えて、近隣の岩見沢市や三笠市に、大型商業施設の出店がございました。

一方で、母町地区の小売店や、南美唄、東明地域の食料品店の閉店、さらに農村地域に点在していた A コープの閉鎖などにより、食料品等にかかわる買い物環境が大きく変化してきている状況にあり、地域によっては暮らしへの影響が出ているものと考えております。

次に、市民の買い物動向につきましては、平成 15 年に実施いたしました消費動向調査によりますと、食料品や医薬、化粧品など日用的に使用するものは最寄りの商店を利用する方が多く、電気製品や家具、衣類などは、近隣の岩見沢市や札幌への買い物が多い結果となっており、平成 16 年の商業統計調査の数値から推計した購買力流出率は 32.5%で、前回調査から 5.1 ポイント増加している状況となっております。

次に、行政の役割についてであります、人口の減少や郊外型大型店の進出などにより、小売店は大変厳しい状況となっております、一方で、身近にある小売店の閉店により、高齢者や車を持たない方々の買い物環境に大きな影響が生じております。

市民の暮らしの安全を守ることは、行政としての大きな役割であると考えておりますが、小売店だけでなく商工業全般にわたり、商店や企業の経営方針に関与することは、基本的

には難しいものと考えております。

厳しい商業環境の中、生き残っていくためには、商業者自ら消費者ニーズを的確に把握し、創意と工夫による魅力ある個店づくりが求められており、さらには市民の皆さんの地域内での消費という意識に大きく左右されるものであると考えております。

市といたしましては、今後とも、地産地消や人口増対策、更に中心市街地の活性化など積極的に取り組み、安心して暮らせるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、ごみ処理基本計画についてであります。ごみ全体の処理量では、平成 15 年度 1 万 6,135 トン、平成 16 年度 1 万 6,822 トンとなっており、リサイクル率につきましては、平成 15 年度は 11.58%、平成 16 年度は 11.61%ですが、基本計画における目標値と比べ、処理量、リサイクル率とも下回っていることから、今後、さらなる減量化、リサイクル率の向上に向け、具体的な施策を講じてまいりたいと考えております。

中間処理としましては、現在、リサイクルセンターにおける資源ごみの選別、圧縮梱包等と行っております。

また、広域化の協議につきましては、「南空知地域ごみ処理広域化検討協議会」において、平成 24 年度からの稼動を目途に、建設予定候補地の検討を行っております。

今後、運営主体や処理方法の検討など、建設に向けた具体的な協議を重ねながら、必要となる施設整備を進めることとしております。

次に、ごみ処理事業の経費と財源等についてであります。平成 16 年度実績で収集運搬費は、一般ごみが約 1 億 1,500 万円、資源ご

みが約 3,250 万円となっており、資源ごみの中間処理費は、約 1,750 万円となっております。

また、最終処分場の維持管理費は、約 5,450 万円となっております。

新たな最終処分場の維持管理経費につきましては、高度水処理を行うことから、年間 6,800 万円と推計しているほか、最終処分場整備事業に係る公債費の償還額は、償還利子も含め総額で約 20 億 4,400 万円を見込んでおりますが、そのうち交付税算入額が 8 億 6,600 万円となっております。

次に、南美唄焼却炉の解体につきましては、昨年 12 月に、北海道と、廃止焼却施設所有自治体、北海道市長会等の構成による「廃止焼却施設解体促進研究会」が設置され、共同解体による事業費の低減化などについて、調査研究を進めておりますことから、この結果を踏まえ、解体時期などについて検討してまいりたいと考えております。

なお、解体費用につきましては、単独で実施した場合は約 3 億円で、このうち交付金等を除く自己財源分は約 1 億 2,000 万円と推計しております。

ごみ処理手数料につきましては、平成 16 年度実績で 715 件、収入額は約 1,370 万円となっております。

また、新たな有料化につきましては、排出者の費用負担の公平性やごみの減量、リサイクルの推進、さらには中間処理費用の抑制、最終処分場の延命にもつながることから、今後の「美唄市廃棄物減量等推進審議会」の答申を十分に踏まえ、減量化や有料化の必要性について、住民説明会等を開催し、市民の皆

さんのご理解とご協力を得てまいりたいと考えております。

審議会の経過等につきましては、昨年7月に、家庭ごみの有料化について諮問をしておりますが、先進地への視察も含め、現在まで3回の委員会を開催し、減量化やリサイクルへの取り組み状況、ごみ処理費用の市民負担のあり方に対する考え方などについて協議を重ねていただいております、来年度の早期審議会から答申をいただくこととなっております。

次に、ごみ減量化に向けた新たな目標設定についてであります。資源ごみの処理量並びにリサイクル率につきましては、平成12年4月からの分別収集開始以来、着実に増加しておりますが、「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」を含めたごみ全体の総処理量については減少傾向にないことから、今後、3R推進員との連携を深めながら、市民の方々に廃棄物に関する各種の情報提供や懇談会などを開催し、ごみの減量化の必要性などを十分ご理解いただくとともに、具体的なごみの減量化を促進し、ごみ処理基本計画の目標を達成してまいりたいと考えております。

次に、自治基本条例についてであります。平成16年4月から、係長職による庁内検討委員会を立ち上げ、基本条例に関する論点整理を行った後、同年12月に、市民と職員からなる「わたしたちの自治検討委員会」を設置し、先進自治体の条例研究、条例の構成及び具体的な内容の検討などを行っているところであります。

条例は、ことしの8月をめどに、委員会の意見を反映させた素案を策定し、素案に対する市民からの意見募集やまちづくり地区懇談

会での説明、意見交換などを得て、平成18年度中の制定をめざし、作業を進めてまいります。

この条例は、自立に向けたまちづくりを進めていくための基本的なルールをつくろうとするもので、市民の皆さんとの合意形成など、制定までのプロセスが大切であると考えており、さまざまな観点から合意形成の主要について、検討してまいりたいと考えております。

条例にどのような特色を持たせるかということですが、条例策定の趣旨を踏まえて、検討していただいている委員会の検討結果を踏まえ、具体的に検討してまいりたいと考えております。

議会条項の扱いについては、今後検討させていただきたいと考えております。

また、他の自治体の動向についてですが、全国では約50の市町村が、道内では7つの市町村が制定していると聞いております。

条例の内容について、道内の場合で申しますと、まちづくりの理念のみ規定しているのは1自治体、議会条項を盛り込んでいるのは5自治体となっております。

近年、ニセコ町が、全国ではじめて基本条例を制定してから多くの自治体が条例を制定し、その内容もさまざまであり、参考とすべきものも多いと考えております。

こうした先進条例を参考としながら、美唄にふさわしい条例にしたいと考えているところでございます。

次に、平成18年度予算編成の留意事項等についてですが、初めに、平成17年度の決算見込みは、一般会計においては、歳入において普通交付税が予算を下回ったこと、ま

た、特別交付税配分額の減額が予想されること、さらに、市税収入が予算を下回る見込みであり、歳出においては原油価格の高騰による燃料費の増など、現時点において1億円を超える収支不足が見込まれております。

また、今後の降雪状況によっては、除雪費の追加支出が予想されるなど、極めて厳しい決算見込みとなっております。

これらのことから、市税など自主財源の確保に向け最大限努めるとともに、より一層の経費の節減に努め、収支均衡を図ってまいりたいと考えております。

病院会計の不良債務の見込みにつきましては、一般会計から1億円の追加支援を予定しておりますが、収支状況は極めて厳しく、単年度で新たに約1億1,000万円、累積では約18億1,000万円程度になるものと見込んでおります。

次に、三位一体改革の影響と地方交付税の減額理由についてであります。国庫補助負担金として、児童手当及び児童扶養手当給付費負担金で7,900万円のほか、農業委員会交付金、公営住宅家賃収入補助金などへ合計8,900万円の減、一方、税源移譲として、所得譲与税において、同額の8,900万円の増を見込んでおります。

このほか、臨時財政対策債が、前年度と比較して4,300万円減少する見込みであります。

また、普通交付税の減額の主な要因につきましては、人口や農家数などの減少として約2億6,000万円、障害者自立支援法施行に伴う国庫負担金の増額による影響として、約7,000万円が主なものと考えております。

次に、道財政立て直しプランの影響につい

ては、国民健康保険健全化対策補助金、放課後児童特別対策事業補助金、老人クラブ活動推進補助金など、約270万円の減と考えております。

次に、市民負担や行政サービス等暮らしへの影響について、その主なものを申し上げますと、へき地保育所保育料の見直し、放課後児童施設利用者負担金及び介護保険料の改定、就学援助基準の見直し、福祉タクシー料金助成の見直しなどを予定しております。

また、サービスの向上としましては、中高年疾病予防事業の拡充、放課後児童対策事業における障がい児受け入れ年齢の引き上げ、間口除雪事業における対象区域の拡大などを予定しております。

次に、主要事業の事前評価結果についてであります。新規事業として、53事業を対象に事前評価を行い、施策貢献度や有効性など総合的に考慮し、そのうち28事業について予算計上をいたしました。

次に、収支不足額への対応については、職員給与の独自削減見合い分として、土地売り払い収入に1億3,000万円、国民健康保険支払い準備基金からの借入金1億円で対応しましたが、最終的な不足額2億円については、特別交付税で計上いたしました。

次に、各種基金、積立金の繰替運用可能額については、平成17年度末で3億5,000万円、18年度末で1億3,000万円程度となっております。

次に、わかりやすい予算書、説明書への取り組みについてであります。予算書の内容につきましては、これまでも改善に努めてきたところでありますが、平成18年度について



は、行政活動のトータルコストと市民サービスのバランスの検討が容易となるよう、職員費に計上した人件費について、給与費明細書を一部改善の上、歳出科目の目ごとに関係職員数及び費用を明記し、事業費と合わせた合計額を記載いたしました。

次に、市立病院の経営についてであります。平成 17 年度の決算見込みの状況について、健全化計画との比較で申し上げますと、1 日当たり平均患者数は、入院が、計画 182 人に対し 103.4 人で 78.6 人の減、外来が、計画 610 人に対し 383.1 人で 226.9 人の減となる見込みであります。

また、これに伴う医業収益では、計画「28 億 7,329 万 5,000 円」に対し、実績見込みでは「13 億 3,686 万 7,000 円」で、「15 億 3,642 万 8,000 円」の減となり、医業費用は、計画「30 億 4,442 万円」に対し、実績見込みでは「19 億 5,493 万 4,000 円」で、「10 億 8,948 万 6,000 円」の減となります。

この結果、約「1 億 1,000 万円」の不良債務が新たに発生する見込みとなり、計画と比較いたしますと約「4 億円」の乖離を生ずる見込みであります。

計画が達成できなかった主な要因としましては、医師確保が非常に困難な中、年度途中に常勤医師 4 名が退職し、補充採用が 2 名あったものの、現在、常勤医師数は 10 名であり、健全化計画で予定していた 18 名に遠く及ばないという状況から診療体制の充実が図られず、患者数が大きく減少したことが要因と考えております。

このため、医師確保に向けて道内国公立大学医学部や、地域医療振興財団への要請はも

ろんのこと、人脈を生かした活動など引き続き幅広い取り組みを行ってまいりたいと考えております。

次に、健全化団体指定継続についてであります。平成 18 年度の指定につきましては、平成 17 年度の決算見込みの状況から、継続は非常に厳しい状況であると考えておりますが、経営の健全化を一層推進するため、引き続き道や国に対し強く要請を行ってまいりたいと考えております。

なお、除排雪対策については、建設部長から答弁をさせていただきます。

●議長長岡正勝君 建設部長。

●建設部長藤井雄一君 冬期間におきます除排雪対策につきましては、私から順次、お答えを申し上げます。

最初に、降雪量及び積雪量と、除排雪の関係でございますが、過去 5 年間につきましては、平成 13 年度、降雪量 768 センチメートル、最大積雪量 80 センチメートル、平成 14 年度、降雪量 981 センチメートル、最大積雪量 117 センチメートル、平成 15 年度、降雪量 769 センチメートル、最大積雪量 96 センチメートル、平成 16 年度、降雪量 815 センチメートル、最大積雪量 96 センチメートル、平成 17 年度は 2 月末現在で、降雪量 863 センチメートル、最大積雪量 118 センチメートルとなっております。

また、除排雪の経費でございますが、決算ベースで申し上げますと、平成 13 年度 2 億 6,445 万 1,000 円、平成 14 年度 3 億 1,595 万 4,000 円、平成 15 年度 2 億 7,334 万円、平成 16 年度 2 億 5,431 万 3,000 円、平成 17 年度は予算額でございますが、2 億 4,090 万 4,000 円となっております。

除雪の出動基準でございますが、降雪量が10センチ以上と予測されるとき、地吹雪によるとき、暖気などにより路面整正が必要なきとなっており、現在、4つの共同企業体に委託しております。

排雪につきましては、道路パトロールなどにより、交通量の多い路線や通学路線等において実施しております。

また、通行車両の見通し確保や、歩行者の横断に支障のないよう市街地の主要な交差点271カ所につきましては、積雪状況により、除雪委託の中で1シーズン2回、更に市直営で排雪を行い、車両及び歩行者の安全確保に努めているところでございます。

市民から苦情があった場合、直ちに職員と受託業者で現地立会いたしまして、苦情の内容を確認の上、現場対応しております。

路面凍結、降雪等を要因とする事故でございますが、転倒による1件と把握しております。

また、個人や企業が業者と委託契約している状況については、現在把握しておりません。

次に、改善に向けました主な検討結果と効果測定についてであります。中心市街地除排雪事業につきましては、平成14年度に美唄市、美唄商工会議所、受益者で構成します美唄市除排雪連絡協議会を設立し、事業を行ってきたところでございます。

その後、平成16年度に札幌土木現業所も参加をいたしまして、冬期間におきます商店街の環境を整備することで、商店街の活性化と快適な市民生活の確保が図られるものと考えております。

次に、除雪委託の広域ブロック化でござい

ますが、平成12年6月に、美唄市除排雪推進対策庁内プロジェクトを設置いたしまして、平成14年度に農村地区並びに市外地区を4ブロック化することとし、平成15年から実施したところでございます。

その効果といたしまして、除雪作業の迅速化、効率化、均一化が図られたものと考えております。

●議長長岡正勝君 紫藤議員のこの後の質問は、午後からといたします。

午後1時まで休憩いたします。

---

午前11時50分 休憩

午後1時00分 開議

---

●議長長岡正勝君 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続き、紫藤議員の質問から入ります。

18番紫藤政則議員。

●18番紫藤政則議員 一通り、ご答弁いただきました。

重ねて、何点かお尋ねをしたいと思います。

質問の順番でいきたいと思いますが、除雪の関係ですが、先ほど建設部長、ご答弁いただきました。

再質問は市長なさるのかわかりませんが、建設部長の顔見て再質問したいと思います。

後段の、さまざまな除排雪の検討をして、中心市街地の体制とか、それから、いわば市内のブロック化によることを行って、非常に評価が高いと自己評価をなさったわけですね。

一方、これ古い資料ですが、市民の皆さん

の最も関心が高くて、そして不満に思っているというのは、私は今も変わらないと思うんですよ。

市長も、部長も、タクシー乗ったりなさるといろいろ、運転手さんから苦情聞いたりすることがあると思うんですが、やはり状況がどうなっているか、現状の把握というのは、やはりもっとしっかりしていただきたいというのが率直な思いです。まだまだ、市の除排雪に対する不満というのは、私は大きいと思います。

しかし、その予算の制約等がありますから、すべてに対応できるというような体制を組むのは、これは難しいと思うんです。

ただ、やれることは何かと言いますと、例えば交差点の除雪でも、先ほどのご答弁では市内二百数十カ所、これをパトロールして、あわせて委託の時に、その排雪についても具体的な委託条件の中にあるというお話でしたが、それが果たしてしっかりやられているかどうかというような検証をしていかなければならないと思うんです。

交差点にこだわりますのはやはり、事故状況の把握というのはなさっていないようですが、車乗っておられる方、常に飛び出してくる車を気にしながら運転なさる、子どもがひゅっと出てこないか、こういう部分のきめ細かな対応というのは、やはり市が直接検証する、できあばいを確認するという、私は姿勢が大事じゃないかと思うんですよ。

例えば、苦情の処理体制にしても、最近評判いいですよ、市の職員の苦情に対する、要望に対する対応というのは。いままで悪かったというふうに聞こえるかも知れませんが、

最近評判いいです。

是非これが、やはり実効性のあるものに持っていくためにもう一工夫、一汗かいていただけないでしょうか。

検討課題の問題でも、やはりその排雪の箇所をふやしていこうとか、それからいま、実際私、指摘しましたけれども、個人そして地域で民間の業者さん、重機を持っている業者さんと契約してやっていますよ、それは、玄関前除雪もありますけれど、やはり道路除雪が、いわばアバウトすぎて、そしてその町内の中の市道なりの、いわば車が交差できないような状況になっていて、それを排雪をするということで契約なさっている方もいるんですよ。

雪には色ついていませんから、どこの雪だというふうにわかりませんが、そういった状況もあるんです。

ですから、私は、先ほど言いました個人対、地域対業者との除排雪の状況についても、まず行政として把握しなければならないと、これ業界の皆さん、建設業協会にお願いしたらすぐわかると思いますよ。そして、それがやはり、ああ、こうやっているんだから進んでいるなというふうになってくると思うんですよ。そして、その人方が自ら、雪捨て場の場所を確保してやっておられるというふうに思います。

この辺の状況も把握されて、そして最も、60%超える不満度ですから、これをやれば、非常に選挙に強い首長になると思いますよ。岩見沢はこれで大変なことになったんですから。

是非ひとつ、そんなことで今後、交差点除

雪を中心にした、排雪を中心にした対応を、力を入れていただきたいと思います。

また来年のこの時期、まだ私議席ありますから、お尋ねしますけれども、是非前進したような内容で質問できるように、期待をしております。ひとつ、どなたでも結構ですが、ご答弁をいただきたいと思います。

それから、買い物環境の問題ですけれども、最初のご答弁で、これはその企業なり、お店なりの経営方針、こういったものに行政というのは立ち入れないということです、それはおっしゃるとおりだと思いますよ。

ただ、よく考えますと、農協というのは公共的団体ですね、公益性の高いものでありますし、この農協が進出することによって、既存の個店が撤退をしたという部分もありまして、やはり市として、快適な住環境を保障していくと、その地域を売りにしていくとなったときに買い物環境がどうだということになると、快適な住環境を確保して、さあ皆さんお住まいくださいとこうはならないわけでありまして。

特に、あのゆたかニュータウンというのは画期的な地域ですよ。デイサービスを備えて、地域福祉もやろうと、新たな団地の形成です、いままでなかった取り組みなんです。

労災病院も近い、焼き鳥屋さん、飲み屋さんもできた。しかし、お年寄りが身近に暮らすために必要な買い物環境というのは、これは企業の問題で、農協の問題だから私は知らないよということには私はならないと思うんです。

是非、市としてのコミュニティづくり、まちづくりとこんな視点でお考えいただきたい

こととあわせまして、この問題を契機にして、やはり自分たちのための店なんだと、自分たちが、消費者が守らなければなくなるんだと。

今回、この共練の農協店の取り組みでも、ご町内の方一生懸命取り組まれまして、団地にお住まいの皆さんにアンケートをとったんですよ。

アンケートの回収率も高うございました。あそこは430戸ですが、370を超える皆さんにお配りして、回収率が60%を超えました。

傾向を見ますと、涙ぐましいような調査結果が出ていますよ。

農協が残ってくれるのであれば、もっと買い物しますというんですよ。自分たちで支えようという機運が出ているんです。

この気持ちというのは、この商店の小売業、もともと個店として地域に根ざして営業している、そういう個店に対しての消費者がそういう意識になれば、私たちが支える店なんだと、是非この問題を契機にして、よく言われています域内域消アイラブ美唄、地元で物を買おうよと、こういうことにつなげるきっかけにしていっていただけないだろうかというふうに思うんです。

極めて抽象的・観念的な指摘ですけれども、この辺ですね、具体的な事例としてある共練店についての、市長としてのお取り組みとあわせて、全体の、美唄の商店は消費者市民が守るという気持ちにつなげるような、そういうものになっていただけるようなきっかけにしていっていただけないだろうかということについて、ご答弁をいただきたいと思います。

それから、ごみの問題ですが、ごみの問題ですね、これ、私は、ごみ処理基本計画につ

いての内容について、ご紹介する必要もないんですけども、改めて何が書かれているか読んでお話をしました。

一方、この自立推進計画ですね、自立推進計画は、これは昨年の2月ですね、1年経過しましたけれども、これはアクションシートと称しまして、このごみに関する考え方が整理されていますよ。

いずれも平成18年度実施ということで、18年度実施ですよ、実施で、事業系ごみの手数料の見直しです、それと、家庭ごみ処理に伴う手数料の有料化ということであっているんです。実施です。

10月ぐらいからやりたいという、そういう時期もあったんじゃないかと私は思っています。

後期計画ですね、後期計画は、ついこの間いただきました。

これでは、施策と今後の課題として、ごみの減量化と適正処理という項目の中に、家庭ごみの有料化の検討となっています。昨年の2月に立ち上げた推進計画では、実施です。

これは、後期計画だから、22年まで検討するという内容なんですよ。整合性が取れていない、1つは。

市民の皆さんのご負担に伴うことですから、やれやれという視点で聞かれては困るんですけども、計画の整合性がとれていない。

ことしの市政執行方針、更に検討でしょう。

これでいくと、平成18年、2006年度中は、これは検討期間なんだなというふうに思ってしまいうんですけども、その辺ちょっと整理してくれませんか。

それと、これですね、いま審議会に諮問を

して議論いただいているというお話です。

諮問というのは、長が、減量化に向けてこういう考え方で進みたいと、諮問の案があって、でそれを受けて答申でしょう。いわば限定された範囲だと思うんですよ。

そこで、その段階で市長として、市長としてこのごみの処理についての考え方がしっかり持っていなければならないということではないでしょうか。すでに諮問をされているようですけども。

その時点で、少なくともタイムスケジュール、考え方の基本、課題、こういったものを整理していきやならない。

せっかく、こうやって時間をかけて基本計画をつくったわけですよ、これは、法律で定めなければならないということをつくったんです。循環何とか何とか法律というやつですね、つくったんですけども。

私はやはり、この計画というのが、計画をつくるのが目的化されてしまっているんじゃないかと思うんです。計画書は実行するためにつくるんですよ。

ここ数年間のごみ処理、減量化にかかわる予算・決算を見ましても、進もうとするような施策がない。予算上明らかでない。

新しい最終処分場をつくるために、大変関係職員の皆さん方、ご努力されて、時間も割いて、大変だったと思いますよ。市民の説明会も開かなきゃならない。地権者とも何回も議論して、そして、ようやく本年度中に、来年度中にですね、できるようなめどがついたとこういう状況ですから、あれもこれもというのはできないんでしょう、できないんでしょうけれども、一つひとつクリアしていかな

ければこの掲げるごみの減量化、そして適正な、いわば市民の皆さんの負担についての結論と方向は出ないような気がしてならないんですよ。

それで、いま言われたように、明確に方針を明示するということと合わせまして、実情、実態の把握というものも、私はしっかりできているのか極めて疑問です。

といいますのは、有料化議論をやるにしても、いま現在の一般廃棄物ですね、家庭系のごみと事業系のごみと、これは、事業系は、基本的には事業者が自己責任で処理しなければならないという法律の基本がありますけれども、廃棄物の処理計画は事業系も含めて、産廃以外の事業系も含めて計画に盛り込まなければならないというふうにルールでなっているから、それでそういう位置付けであるんです。市町村の処理をするという位置付けである。

しかし、考え方の基本は、事業主の皆さんが自己責任で処理をするという法律の趣旨である。

しかし、収集は、事業系も家庭系も一緒に収集してしまっているんですよ。

だから美唄は、平成13年のこのごみ処理基本計画のデータによりますと、市民1人1日平均1,234グラム処理しているというデータがあるんです、1,234グラム。1、2、3、4だから、覚えやすく覚えているんですけどね。そして、これは家庭系も事業系も入っているやつでないでしょうかね。

一方、これからコスト議論するときに、どの家庭系がどのくらいウエートを占めているか、最終処分場にどういつているんだろうか、

こういうものの分析がなされなければ、家庭系のごみの有料化を図るにしても、コストという面から見ると計算できるんでしょうか、これらを審議会の皆さんに審議して、答申してくださいと言っても無理じゃないでしょうか。

行政側がしっかり組み立てて、日野市でやったように、名古屋でやったように、この有料化に入る前に50世帯、家庭の奥さんをお願いして、2週間、毎日出てくるごみをはかりではかって、生ごみは何グラム、それから再生利用されるペットボトルは何グラム、粗大ごみは何グラム、2週間のデータをとって、そして家庭系から出る、いわば一般廃棄物は500グラム程度だとかそういうデータをとったんですよ、自らお願いをして。

有料化議論に入るときは、そういった基礎データをしっかり把握をするというふうにしなれば、私はならないと思いますよ。どうやって積み上げるのかわかんない。

恐らく、考えておられるのは、深川でやったのが袋1枚40リットルですか、で例えば70円とか80円だからそれに倣おうとか、それからねトータルとしてのごみ処理経費の何パーセントぐらいをめどにしようとかというような、そういうアバウトな積算にしかないと思いますよ。

そして、そういったモニターリング調査等をして、組成分析をして、一緒になってごみ問題を考えてもらう、家庭から考えてもらう、行政情報もしっかり出してですよ、そういう手順・手続きを踏んでいかなければならない。全世帯にかかわる問題なんですから。

そして、先ほどお聞きしましたように、膨

大な財政支出が伴わなければならない、これからもさらにふえる。20 億の借金返すわけでしょう、どうしても、ご負担をお願いしなければならないということを明確に、市長が打ち出さなければだめですよ。財政事情、それからごみの処理の状況、コストの問題。

私は、担当の職員の皆さん方悩まれているというふうに思いますよ、やりたくてもできない環境があるのかもしれない。

やはり、フレームを示す、方針を示す、作業手順を明確にしていく、こういうことを、市長、是非リーダーシップをとっておやりいただけないでしょうか。

ご答弁をお願いしたいと思います。

あと、まちづくり基本条例ですが、先ほど神原先生の本を引っ張り出しまして、お話ししました。

これですね、いま、例えば庁内の検討委員会、市民の皆さんとのご協議をしている、そして 18 年度中というこれも、いわば目標設定している、作成までの。

市長、丸投げなさないでほしいんです。

このことは、美唄のこれからの行政運営、そして、何度も私申し上げますように、それぞれのまちづくりの主体であります市民の皆さん市長、私ども議員、そして職員ですよ、ここが、この新しいルールを共有していくということが、最も大事なんですよ。

そのためにはどうするかと言いますと、家建てるのでも同じなんですけれども、いきなり間取りに入らないと思うんですよ。どういう家を建てようか、骨はどうしようか、こういう図面づくり始めるのではないのでしょうか。市長が、その図面づくりをしなければい

けない。

例えば、住民投票条例制度 1 つとっても、住民投票条例制度を設けるという仕組みで、市民の市政に参加というものを保障していくという、設けるのか、設けることができるか違い。

市長は是非、住民投票制度設けようというのであれば、設けることができるということを主張しなければならないはずなんです。

そういう意味で、このまちづくり基本条例、私は大いに期待しています。

議会との議論も繰り返して申し上げますけれども、議会との協議が必要です、自ら検討するのではなくて、協議が必要だと思いますよ。

しっかりとした組み立てを行って、そして全体が共有できるようなものにするために、拙速は避けていただきたい。

まだオピニオンリーダーの部類に入るんですから。私は 30 と言ったけれども、1 年余りで 50 ぐらいにふえている。インターネットというのはいいものですね、全国で 50 だと。しかし、千八百何がしの自治体の中での 50 ですから。極めてまだ取り組んでいる自治体というのは少ないわけです。

そういう意味からしましても、いま申し上げました手順・手続きを組んで、そして、胸張れる条例を是非つくっていただけるように、そして、議会の役割もあわせてひとつ同時並行で議論できるように、市長の指導性をひとつ持っていただきたい。

お考えをお聞かせいただきたいと思います。

財政問題ですが、いろいろお聞かせいただきました。

もうからからです。この予算終わりましたら、やりくりできるものがまったくなし。

そして、実質的には、4億を超える赤字含み。

一方で、先ほどのご答弁では、特別交付税が2億というのが、これは見すぎだと。これはちょっと無理だけれどもという言い方をされました。

市の職員については予算後に労使で協議をして一時金の削減について合意されたから、その分で浮く要素がある。財産の売り払い収入ですね。

しかし、一方、特定目的基金の長期にわたる繰替運用、これはまさにやりくりですよ。

この他にあってでしょう、借換債による3億円浮かしたやつあるでしょう。これだってやむにやまれずやったんです。

もうね、美唄市の財政で何も出てこない、もうやりくりの限界にきているということが、先ほどのご答弁で明らかになったわけなんですよ。

で、そこで何をするかと言いますと、この状況を市民の皆さんに知っていただくということです。まちづくり基本条例でもポイントなんです、それが。しっかりとした情報の開示、共有。

これは、これ2004年度の交付税ショックと、2004年ショックと言われているやつです。三位一体改革でどんときた。

美唄で4億2千万円からの不足を来したときですよ、そのときの市政執行方針を読まれたらいいと思いますよ。収支不足の対応をきちっと書いているんですよ、市政執行方針に。

市長お変わりになってから、これ2回目の

市政執行方針ですけれども、触れられていない。

これは、美唄の現状を、財政の事情をしっかりと発信して受けとめていただくという姿勢に、私はかけていると思う。2004年、2005年、2006年とこの比較ですけれどもね、私は率直にあれを見てそう思いました。

それとですね、先ほどのごみの有料化もそうですけれども、辛い提示ですよ。苦い提示ですよ。

南美唄に福祉会館つくるので調査費入れます。道の駅で調査費入れます。これは期待感ある、生き生きになるかもしれない。しかし、足元を見たらそんな状況ではないはずなんです。

私の考えというのは、あなた考えすぎですよというふうに言っていたら言っていたらいいんですけど。

だから、この間も申し上げましたけれども、収支見通し、今後の収支見通し、根本から見直していただきたい、そのことが1つ。

それと、先ほど言った市民に財政情報をしっかりと開示をして、実態を知っていただくという立場からもわかりやすい予算に、わかりやすい決算に、そして連結財務諸表の作成、三セク等のいわば問題、土地開発公社等の塩漬け土地等の問題。

フローで、ストックで、確認できるようなものも準備をいただくと、そのことがいま大変大切だと思いますよ。

このわかりやすい予算では、私もすぐ見てわかりました。工夫をいただいて前進をしたと思います。

人件費を、各目ごとに、人件費がどれだけ



かかっているかということを書きで表示をした。さらに、内訳も明示をするようになった。これは前進だと思います。

ただ、私が求めていますのは、事業単位で、施策単位で、どういう内容で財源構成がどうかと、それが決算につなげて、決算でチェックできるようなそういうものにしていただきたいということなんです。

1歩前進、2歩後退にならないように、さらにひとつ工夫をしていただきたい、これについてのお考えをお示しいただきたいと思います。

病院の問題。

最後になりますけれども、4億円の計画と、それから実績との乖離が出た、業務予定量についても半分以上のその予定料のダウンだと、これは計画ではない、もうすでに計画は破綻しているわけです。

ですから、国に出す計画は計画としても、具体的に実効性のある病院の再建計画を打ち立てなければならぬでしょう。

もう、この計画で乖離が出たというのはやめにして、実態に合うものに、実効性の伴う独自の財政、美唄病院の健全化計画を打ち立てるべきだと思います。そのことが1つ。

それと、団体の指定継続がなければ、廃院勧告にも等しいということは、私は去年も申し上げた。

何とか17年は指定継続がなった、市長もご努力された、副知事さんまでお会いになってそのことを要請された。

しかし、いわば事務的にはとてもじゃないけれども継続なんかできる状況じゃない、綱渡りの指定継続がまた始まるわけです。

それですね、それにあたって、市長、病院の火、消さんということをここで言明していただきたいです。親亀こけるぐらいの気持ちで、病院の火は消さない、このことを言明していただきたいと思います。

それぞれご答弁をお願いします。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 紫藤議員の質問に、順次お答えします。

最初に、冬期間の除排雪対策についてありますが、交差点の排雪につきましては、植樹帯等があり難しい実情がありますものの、今後も車両や歩行者の安全を守るため、業者との連携を密にし、交差点の見通し確保に努めてまいりたいと考えております。

交通事故との関連につきましては、今後、地元の警察などと連携を図りながら協議してまいりたいと考えています。

雪国に住む私どもにとりまして、除排雪対策というのは重要な課題でありますので、今後とも、十分意を用いてまいりたいと考えております。

次に、消費者意識の啓発等でございますけれども、近隣の大型店やスーパーなどの出店によりまして、今後ますます地域間競争が激しくなり、商業者にとっても厳しい環境が予想されます。

このため、いろんな店舗の閉鎖等が起こっているわけでございますけれども、市としましては、地元愛用運動として、これは商工会議所でございますけれども、美唄商品券の取り組みや、イベントにおける地元産品の展示販売などを通して、市民への普及・啓発に努めてきたところであります。

今後におきましても、地元の消費促進が図られるよう、市民意識の高揚に努めてまいりたいと考えております。

また、今回の、J Aびばいの共練店の閉鎖につきましましては、市としても存続に向けた要請を早急に行ってまいりたいと、このように考えているところでございます。

次に、ごみ処理の基本計画についてですが、排出抑制・再資源化に対する取り組みとして、市民の皆様や事業所の方々に対し、マイバックの持参やレジ袋の使用自粛について、積極的にPRしていくとともに、減量・リサイクル活動に取り組んでいる各団体等の紹介や、段ボールを使用した生ごみの堆肥化の状況など、個々に実践されているさまざまなごみの減量化への取り組みを広く市民に周知し、ごみ減量に対する意識啓発に努め、減量化を促進してまいりたいと考えております。

また、家庭ごみの処理コストの生ごみなどの現状についてですが、生ごみの量につきましましては、ごみの組成分析により、ごみ全体量に占める生ごみや紙類などの割合や重量を推計しており、年間のごみ処理量や処理経費等につきましまして、「廃棄物減量等推進審議会」に資料として提示し、審議での参考にさせていただいております。

こうした収集・運搬も含めたごみ処理に要するコストに対し、有料化の実施による住民負担額は、処理に要する経費の約25%程度に設定する自治体が多いことから、先進自治体の状況などを参考にしながら、十分検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、有料化を実施するためのさまざまな課題整理や減量化施策を

検討し、市民の皆様のご理解をいただいて実施してまいりたいと考えております。

有料化の実施時期等でございますけれども、現在も審議会でご審議いただいているところでありますが、私としては、平成19年度をめどに進めてまいりたいと考えております。

次に、自治基本条例についてですが、検討にあたりましては、まちづくりの基本理念を定めることにより、他の条例や計画等の策定指針となる基本条例としての性格を持つとともに、市民の皆さんの権利等を明確にし、市の組織・運営に関する基本的事項を定めるなど、まちづくりに必要な基本原則を網羅する総合条例としての性格をあわせ持つものを基本に進めております。

これからのまちづくりにおいて、市民の皆さんと情報を共有し信頼関係を深めながら、市民の皆さんが主体的に活動できるよう、情報の積極的な提供とともに、重要な政策を決定する過程において、住民が参加できる仕組みを保障することは必要な要素と考えております。

この自治基本条例は、これからのまちづくりにとりまして大切な条例でありますので、議会とも協議するとともに、私としても積極的に、なおかつ慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、財形推計等の問題でございますけれども、平成18年度予算を基準に一定の見直しを行ったところであります。

今後につきましては、国の構造改革や中央改革の見通しが不透明ではありますが、本市を取り巻く厳しい財政環境を踏まえ、持続可能な自治体経営基盤の強化を図るため、自立

推進計画を着実に推進するとともに、施策や事務事業の抜本的な再構築の検討などを進めながら、財政推計の抜本的な見直しについても検討してまいりたいと考えております。

次に、わかりやすい財政情報の取り組みについてであります。市民参加による協働のまちづくりを進める上で、情報提供の充実・強化は極めて重要でありますので、予算書・決算書を含めた財政情報の提供についても、さらに工夫を加えながら改善に向けて検討してまいりたいとこのように考えているところでございます。

次に、病院の経営健全化についてであります。第5次経営健全化計画は、計画策定時の医師数を確保しつつ、更に循環器内科や眼科の常勤医を確保し、収益の確保と費用の縮減を柱に、不良債務の解消を図る計画となっております。

しかし、策定後、特に平成16年度以降は、医師の臨床研修制度の実施等に伴う医師確保の困難性や、診療報酬の引き下げ改定など、医療を取り巻く環境が大きく変化したことから、不良債務の解消については計画の達成が難しい状況となっております。

このことから、健全化計画との乖離が生じるものの、その年度の実行予算計画となる予算については、病院の各診療科、医師から出された予定業務量を基本とし、収益の確保と支出の縮減を考慮しつつ、可能な限り不良債務の解消を図るべく予算編成を行っているところであります。

市立病院は極めて厳しい経営状況にありますが、これまでも中核病院として市民の健康保持を担ってきたところであり、今後もその

使命を果たすためにさまざまな課題に全力で取り組み、地域医療の核に向けて最大限の努力をしてまいりたいと考えているところでございます。

●議長長岡正勝君 18番紫藤政則議員。

●18番紫藤政則議員 2点ですね、重ねてお尋ねをしたいと思いますが、ごみですね。

いま、市長から19年度をめどとするということが言われました。

後段の議論の中でも、自立推進計画との整合性というものを出示しましたけれども、計画だから計画通りいかないことなんか当然ある、しかし、この計画についての考え方なんですけれども、この計画が変わりましたというのは、例えばどういう形で我々が承知できるか、こういう、市民の皆さんにお示ししたこういうものが変わったというのは、どういう形で情報をお届けするんでしょうか。

計画が変わるということを否定してはいないんですよ、変えることはあるんです。ただ、その際、生きた計画にするためには当然、1年ごととの見直しをすとか、ローリングかけるとかあるんでしょうけれども、そういった手だてというのはどう講じるおつもりでしょうか。

これはですね、いまごみの問題でお話しましたが、後期計画の、例えば進行管理ということも同様なんですけれども、それは執行側の皆さんおやりになることでわれわれ関係ない、市民の皆さんも関係ないということでしょうか。この辺の考え方の差異というのは私、極めて大事だと思うんですけれどもね。

まちづくり基本条例についても、その辺の押さえがなければ機能しませんよ。ここ、ど

のようにお考えでしょうか。

19年をめどにということを私はだめだと言うつもりはないです。それに向けてやらなければならないことがあると思います。

いま、計画変更についての物の考え方。

それと、さまざまなごみ処理の減量化に向けて、さまざまな施策を講じるわけなんですけれど、お金かかるんですよ、これ。

例えば、分別の強化にしてもそう、それから買い物袋ですか、それからコンポスト、家庭で処理するものの充実にしてもそうですけれども、これは、いわば有料化で財源が浮くということと同時並行でおやりになるということでしょうか。

毎年ないんです、そういう対策。ないからということなんでしょうけれども、その2つですね、ごみの対応については、教えてください。

それ以上聞きませんから。

それから、まちづくり基本条例、自治基本条例ですが、いま、力強いお話がありました。

やはり、理念とか憲章条例的なものでないということはわかりました。

本当の意味での情報の共有と参加のまちづくりをめざす、こういったものにしていこうと、そのために制度をつくっていこうと、原則を明らかにしていこうということで、私の思いと共有できたんです。

これからの進め方なんですけれども、課題整理と、それから、先ほどありましたけれども、それぞれ職員なり市民のグループの皆さん方、ご苦労されてやっているようでございます。

是非、元気で目が輝くような作業につなが

るようお願いしたいと思うんですが、まず最初にやらなければならないことですね、先ほどフレームの話をしました、市長がめざす1つのものを明らかにするということ。

それと、現状の美唄のさまざまな行財政運営のルール、これどうなっているかということ、まず洗い出さなければだめですよ。これをスタートにしてくださいよ、もうおやりになっているのかもしれませんが。

現行制度の点検というやつです。これは、絶対欠かせられない作業で、基礎作業です。

いまある制度が活用できるのか、修正が必要なのか、いらぬのか、新たに作らなければならないのか、現行制度を洗いざらいしなければだめですけどもね。それやっていますか。作業をやっているれば、余計な心配でしたが。

例えば、私どもの議会に市議会議員政治倫理条例というのがあります。

これはですね、例えば、公正そして信頼される1つの公職者、こういう立場での位置付けとすれば、これレベルの高いものだと思います。活用できる。ですね。

それから、個人情報保護条例、情報公開条例、行政手続き条例、これらもレベルが高い、そのまま使えると。

新設は、住民投票条例、市民投票条例、創設。これはつくっていかなければならない。

まちづくりの後期計画の策定にあたってのプロセスの明示、これもルールに入れなければならない。

こういったもののいまの現状をしっかりと早く把握する作業、現行制度の点検作業というものをやりいただいて進めていただくよう

に、その辺の現状ちょっと教えていただいて、その通りやっています、心配するなということでしたらそういうご答弁をいただきたいと思いますし、私の発言は、どんな答弁がありましても以上で終わりますけれども、よろしくお願いしたいと思います。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 紫藤議員の質問に、順次お答えさせていただきます。

最初に、自立推進計画と、いろんな計画が変更になった時点でどのような形で市民にお知らせするかというそういう部分でございますけれども、私もいろいろな計画につきましては、事務事業評価システムを行っておりまして、これによりまして、その進行管理に努めているところでございますけれども、この結果につきましては、市のホームページ等でお知らせはしておりますものの、これは利用者が限られるということがございますので、これについては、周知方法をもう少し広がるような方向を検討してまいりたいと考えております。

それから、ごみの減量化の問題でございますけれども、具体的な施策等がないという部分でございますけれども、やはり大事なことは市民とか事業者の意識の高まりというものでございまして、先ほど私が言いましたように、段ボール箱でのごみの堆肥化とかマイバックということで、自分のかばんを持って行って買い物をすると、こういう地道な取り組みがこれからの減量化につながるという部分でございまして、予算化はしていないものの、このような取り組みを更に努めてまいりたいと思っております。

それから、最後の、自治基本条例でございますけれども、これにつきましてはいま、骨組みを立てているところでございまして、いろんな意見を聞いているところでございますけれども、すべての計画条例等の策定のその指針となるそういう基本条例としてのこの自治基本条例でございますので、この骨組みを済ませてから各さまざまな条例との関連について検討してまいりたいと。

いまはいろんな条例ありますので、それらとの関連性を、より整合性を持つように取り組みを進めてまいりたいとこのように考えているところでございます。

●議長長岡正勝君 次に移ります。

7番土井敏興議員。

●7番土井敏興議員（登壇） 平成18年第1回市議会定例会にあたり、私は、大綱3点につきまして、市長並びに教育長にお伺いをいたしますが、すでに大綱3点とも前段に、同僚議員よりそれぞれお尋ねがあり、丁寧にご答弁をされたところではございますが、できる限り重複を避けましてお伺いいたしたく存じますので、よろしくご答弁のほどお願いをいたします。

まず、環境行政についてであります。最初に、茶志内地区に建設中であります一般ごみ最終処分場整備の進捗状況、及び今後の整備スケジュールについて、更には工事を進めるにあたり、沿線住民の方や下流域の方より、工事車両の通行により砂ぼこり等が舞い上がり、洗濯物に影響が出たり、あるいは河川に工事に伴う泥水が流入し汚濁していた等の声があると伺っておりますが、それらに関連する対策等について、お伺いをいたします。

また、一般ごみの今後の処理対策等についてであります。新処分場の整備に伴い、家庭ごみの有料化を視野に入れた検討が進められていると伺っておりますが、それらを実施する場合にはどういったごみを有料とし、しかも負担額はどのように設定をし、また負担の方法等については、一般的には指定をした袋とかシール添付をするとか、各種の方法があると思いますが、現時点においてはどのようにお考えでしょうか。

そうした中、有料化実施となった場合には排出者責任が問われ、それを明確にすることとして、ごみステーション収集を廃止をして全戸別収集にするという自治体もあると伺っておりますけれども、本市としてはどのように取り組まれるおつもりか、お伺いをいたします。

さらには、市民への周知を図り一定の理解を求め、全体としてごみ排出の減量化を進めるためには、種々の秘策を講ずる必要があると考えるところであります。ご見解をお尋ねいたします。

次に、交通行政について、お伺いをいたします。

着実に高齢化が進行する中、快適な暮らしを支え、市民生活の足をしっかりと守るためにも、バス路線の適正な配置と計画的な運行は欠かせないものと考えるところであります。

そこで、それらの現状ということで、東線と南美唄線等について、お伺いをいたします。

まず、それぞれの運行便数、及び平均乗車人数について。

次に、運行車両の台数と経過年数、及び走行距離について。

また、年間の修理費の推移については、3年程度の実績を。

さらには、それぞれ利用者の方からいろいろな声が寄せられていると思いますが、バス運行にどのように反映をされてきたのか、お伺いをいたします。

いずれにいたしましても、より顕著に高齢化社会に突入する中、バス路線の今後の対応についての基本的な考え方と、広告媒体としてのバス活用等について、お考えがあればお尋ねいたしたく思います。

3点目は、教育行政についてであります。学校の再配置問題等について、お伺いをいたします。

従前より、中学校については、茶志内中学校及び西美唄中学校の配置見直しについて、保護者及び地域の方々と幾度となく協議を重ねてきたところと思いますが、それらの経過の内容、及び話し合いを続けてきた経過を踏まえての一定の時期の見通しについてどのように考えているのか。

また、学校の位置付けについては、それぞれの地域においては極めてかかわりが深く、よって、さらなるきめ細やかな配慮が必要と考えますが、ご所件をお伺いいたしまして、この場からの質問を終わらせていただきます。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 土井議員の質問にお答えします。

初めに、一般ごみの今後の処理対応等、策等についてであります。有料化の内容につきましては、今後の廃棄物減量等推進審議会からの答申を待ち、具体的な検討を行ってまいりたいと考えております。

また、収集につきましては、現在、約 1,800 カ所の各戸収集と、約 1,500 カ所のステーション収集により行っておりますが、有料化の契機として各戸の戸別収集とした場合、収集車の運行距離が大幅に延長となるほか、冬期間の道路事情などもあるため、すべて戸別収集することは難しいものと考えております。

また、有料化を実施する場合のごみの減量化を推進するための施策につきましては、ごみ処理基本計画に基づく減量化施策のほか、他自治体の先行事例などを参考とし、具体的な方策を検討してまいりたいと考えております。

次に、バス路線の現状と今後の対策についてであります。初めに、市民バス東線では 5 台のバスを保有し、現在、1 日 20 路線で 26 便運行しており、1 便当たり平均乗車人員は 9.8 人となっております。

また、車両の経過年数と走行距離については、21 年経過車両が 2 台で、それぞれ 42 万キロメートル、18 年経過車両が 1 台で 55 万キロメートル、13 年経過車両が 1 台で 12 万キロメートル、6 年経過車両が 1 台で 20 万キロメートルとなっており、これらに係っております年度別の修理費につきましては、平成 15 年度 350 万円、平成 16 年度 390 万円、平成 17 年度では、12 月末現在で 516 万円となっております。

利用者の声の反映についてであります。平成 17 年 2 月のアンケートでは、路線、利用料金、停留所の位置について、現状のままでよいとの回答者が 70%を超えておりました。

そのほか、便数の要望として、増便の要望が 52%、現状のままでよい及び減便もやむを

得ないの合計が 48%ございました。

いただいたご意見等につきましては、ダイヤや路線等の改正時の参考としているところであります。

株式会社美唄自動車学校が運行いたしております、南美唄線及び専修大学線につきましては、車両の運行台数は 3 台で、24 便で運行いたしております。

次に、今後の対策についてであります。市民バスは市民の皆さんの日常生活に必要な交通手段として、特にこれからの高齢化社会において大事な事業と考えております。

市民バスの運行にあたりましては、高齢者に配慮した運行方法や中型バスの運行等、効率化に努めるほか、利用者の増の対策を講じてまいりたいと考えております。

また、車内広告等新たな財源確保につきましては、市内企業等に P R し、募集に努めてまいりたいと考えております。

なお、一般ごみ最終処分場建設の進捗状況につきましては、市民部長から答弁いたします。

●議長長岡正勝君 市民部長。

●市民部長三谷純一君 一般廃棄物最終処分場建設の進捗状況につきましては、私からご答弁させていただきます。

進捗状況でございますけれども、平成 17 年度工事のうち、搬入道路につきましては、3 月末をもって路盤工事が完了する予定でございます。

埋立地造成工事につきましては、3 月下旬から場内造成工事の着工を予定しており、浸出水処理施設、前処理施設工事につきましては、プラントメーカーが現在実施設計を行っ

ております。

今後のスケジュールにつきましては、5月連休明けに遮水工事等の着工を、また、浸出水処理施設工事では4月中旬に、前処理施設工事は5月中旬に、掘削工事などを開始することとしているほか、搬入道路の舗装工事などは8月以降を予定しております。

次に、工事に伴う雨水等の対策につきましては、防災調整地を設置することとしており、また、道道砂川奈井江美唄線から最終処分場に至る市道産化美唄線につきましては、平成19年度に一部整備を予定しております。

いずれにいたしましても、最終処分場工事にあたりましては、周辺的生活環境などに十分配慮してまいりたいと考えております。

●議長長岡正勝君 教育長

●教育長村上忠雄君（登壇） 土井議員のご質問にお答えいたします。

学校再配置問題等についてであります、教育委員会では、少人数化が進む茶志内及び西美唄中学校の教育環境を整備するために、地域の方々とこれまで話し合いを進めてまいってきたところでございます。

これまでの話し合いの中で、保護者からは、子どもたちの教育環境の変化、学校間の準備体制の整備、地域住民への説明などに対するご意見がありました。

なお、配置見直しの時期につきましては、これまで平成19年4月としておりましたが、話し合いの経過を踏まえ、学校間の準備体制の整備を図り、子どもたちが不安なくスムーズに新しい学校に溶け込めるための十分な準備期間を設けることや、地域住民の皆様のご理解とご協力も必要とすることから、平成20

年4月と見直しせざるを得ないものと考えております。

今後、教育委員会といたしましては、保護者からのご意見にこたえるため、学校間の事前の交流を図るための体制づくりなどに努めてまいりたいと考えております。

次に、学校の配置見直しと地域とのかかわりについてであります、それぞれの学校は、その歴史や伝統の中で地域とともに歩んでおり、保護者や地域が協力してさまざまな活動や行事が学校で行われることも多く、地域における文化交流拠点としての大きな役割を担っていると考えております。

現在、地域の方々と学校見直しについて協議を行っておりますが、これらのことも踏まえ、今後において、全庁的に幅広く地域の皆様とともに検討していかなければならないものと考えております。

●議長長岡正勝君 7番土井敏興議員。

●7番土井敏興議員 ただいま、それぞれご答弁をいただいたわけでありますけれども、この場から、いま少しお尋ねをいたしたいと思います。

まず、ごみの今後の処理の関係についてでありますけれども、しかるべき時期に向け、有料化ということについて意識をしていった場合、現在のごみステーションの位置付けをどうするかも重要になるというふうに考えられるわけでありますけれども、1つのステーション当たりの対象世帯数は、現在は平均どのくらいになっているのか。

また、全戸収集というふうに考えた場合の収集車の増車といえますか、それはどのくらいになると考えているのか。



また、一方、現状ステーションを生かすというふうに考えていったとした場合に、排出する、いわゆる排出者責任という点について考えたときに、それが明確に識別ができるのかどうか、非常に不安が残るところになるわけですが、それらについて、どのようにお考えになっているのか、お伺いしたいと思います。

また、さらには、全体の減量化ということに向けて、特に生ごみの扱いにかかわるんですけれども、これらが問題視される向きが多くなるわけですが、その中において、ある自治体においては、家庭内及び町内会等において処理を進めながら、肥料などにして有効活用しているところについては、草花の種子、あるいは簡易的な栽培プランター等配布を行って、いわゆる循環型を旨とする環境対策に乗り出しているところもあるというふうに聞き及んでおりますけれども、本市としても先に向け、具体的にどのようなお考えをお持ちかもあわせて、お伺いをいたしたいと思います。

次に、バスの関係についてでありますけれども、今後の考え方として、老朽化に伴うその車両の更新はもちろんそうなんですが、民間活力を導入をするという意味においても、やはり民間の力あるいは協力を得るという方向の中で、小回りのきく効果的な考えを持たなければならないんでないかというふうに思うわけですが、また同時に、全体的にバス利用者も、いまほどお聞きをしますと、漸減傾向にあるということが伺えますので、アンケート等の結果等を踏まえて、やはり計画そのものを抜本的に見直し、また利

用者から安心と信頼を得られるような体制の確立が望まれるわけでありますけれども、同時に、財源的、財源確保という面からも見まして、先ほども申し上げましたように、多様な広告媒体としてバスをさらに有効活用すべきでないかというふうに考えるわけであります。

車内外の広告は下より、考え方の1つでありますけれども、乗車口に広告差込スタンド等を設置をして、乗客の方が自由に手に取ることができるようにすることなどで、情報面を含めて利用者に生活面等での利便性を図ることなども可能ではないかというふうに思いますけれども、改めて、市長のお考えをお伺いしたいと思います。

次に、学校の再配置についてでありますけれども、同僚議員にもそれぞれご答弁をされたわけですが、多少重複するところもあるかとは思いますが、お尋ねをさせていただきます。

お答えの中でありました学校間の協議内容というのはどういったものを指しているのか。

また、今後の流れにおける学校間の事前交流の取り組み体制づくりや、学校間の準備体制の整備を図るというふうに示されましたけれども、その具体的な内容についてお知らせをいただきたいと思います。

よって、再配置につきましては、保護者及び児童生徒にとっては最大の関心事でありますし、また、校下地域にとっても最重要課題の1つでもありまして、現状対応はもとより、事後対策も含め、全庁的にはどのように議論を深めているのかもお聞きをいたしたいと思います。

この見直し計画が、今日まで至ってしまった経緯については、いまほど説明をいただきましたけれども、今朝の新聞報道からしても、私が感ずるところ、教育委員会内において、基本的な考え方としての姿勢や内容について十分に練り上げきれていなかったがために、保護者及び地域の方々に理解や信頼をしっかりと得られる状態には至っていなかった嫌いはないかという感がしているところでありますけれども、これらを踏まえて、いわばしかるべき時期をめざされたという形の中で、いま一度どのようなお考えの下に今後望まれるおつもりなのか、教育長にお伺いをいたします。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 土井議員の質問にお答えします。

初めに、ごみの収集等についてであります。ごみステーションの使用対象世帯につきましては、1つのステーションにつき約7世帯が使用しており、全世帯の個別収集を行った場合、冬期間の収集や収集時間の問題等もございますが、おおむね2台から3台の増車が必要となることから、個別収集については難しいものと考えているところでございます。

また、ステーションを継続した場合の排出者責任の問題につきましては、市民の皆様には排出者としての意識の高揚を図っていくとともに、不適切な排出がないように、3R推進員との連携をとりながら対応していきたいと考えております。

生ごみの有効利用につきましては、ごみの減量化を推進する上で必要なことであり、堆肥化などの具体的な取り組みを市民の皆さん

に周知し、普及してまいりたいと考えているところでございます。

次に、市民バスの今後の対策についてであります。利用者の利便性と安全性を基本として効率的な運行を図るため、バスの規格、運行方法や運営体制について、今後検討してまいりたいと考えております。

また、車内広告につきましては、多種多様な広告媒体について検討してまいりたいと考えております。

●議長長岡正勝君 教育長。

●教育長村上忠雄君 土井議員のご質問にお答えをいたします。

該当する学校間の協議内容等についてでございますけれども、これまで、該当する各学校が事前に十分な連携体制の下に、具体的な取り組みをどう行っていくかということにつきまして、意見交換を行ってきたところであります。

今後におきましては、該当する学校間でスムーズな合流に向けての準備体制を組織化するなどして、「生徒間の交流」、「各校を意識した教育課程の編成」、「生徒の不安を解消するための指導のあり方」などを確立していかねばならないものとのように考えております。

教育委員会といたしましては、学校と保護者、並びに地域の皆さんとの信頼関係のもとに、適正配置に向けた環境整備を行ってまいります。

また、学校の配置見直しと地域とのかかわりにつきましては、先ほども申し上げましたように、この配置の見直しは地域にとりましては、まことに重大なことであります。

こういったことから、地域の皆さんの声をお聞きしながら地域の現状、将来見据えた検討を全庁的に進めてまいりたい、このように考えているところでございます。

この学校の配置の見直しにつきましては、道内でもいろんな事例ございまして、これまで私聞いた中では、小規模が進む中で統合について話をしたところ、地元から大変な反対にあったということで、もう手をつけないということで放っておいたという教育委員会も、これまで道内の中に幾つかあります。

何年かして保護者の方から、もう合併してくれないかということの申し出があったと、それでそういった作業に進んだということも聞いております。

私は、そこまで学校を放っておくということは、これは教育行政として、怠慢とまでは行かないけれども、やはり地域の子どもをどう育てるかということをごさね、やはりもっと真剣に考えるべきでなかったのかなとそんなふうに考えております。

これは私、いま資料ちょっと持ってきておりませんが、札幌の例でございます。

昨年、札幌市で、小学生中学生を対象にアンケート調査をいたしました。

このときに、単純な質問で、小学生に対して「いま、皆さんにとって一番大切なものは何ですか」と聞いたところ、子どもたちは、まず一番大切なものは「勉強することだよ」と、小学生が言いました。

2つ目に大切なことは、「友達と遊ぶことだ」、「友達を持つことだ」、同じぐらいで、「親の言うことを聞くことだ」ということもありましたが、そういったことが上位を占

めているということなんです。

これが中学生になりますと、やはり一番に出てくるのが「友達を持つこと」、これがやっぱり一番に出てきている。

「勉強すること」も、その次に続いているようでございますけれども、これは札幌市の例でございますけれども、これはいまどきの子どもたちの考えというのは、100万都市であろうが3万都市であろうがそんなに変わるものは、多少変わるかもしれませんが、そんなに変わるものではなからう。

私もやはり子どもは、これまで繰り返して言ってきたとおりでございますけれども、一定規模の中で切磋琢磨しながら育つことが大切であるというこの基本的な考え方のもとにこれまで作業を進めてきたわけでございます、これからもこのことについては変わるものではございません。

いずれにいたしましても、私ども教育委員会といたしましては子どもたちが不安なく安心して学校生活を送ることができるように、保護者や地域の住民の皆さんのご理解を得るために学校と連携を図り、学校生徒間の交流などの準備を行って、配置見直しの実施に向けてのスケジュール含めて、しっかりした考え方を持って積極的に話を進めてまいりたい、このように考えているところでございます。

●議長長岡正勝君 次に移ります。

11 番古関充康議員。

●11 番古関充康議員（登壇） 平成 18 年第 1 回定例会にあたり、大綱 2 点について、市長並びに教育長にお伺いをいたします。

道は、過日、2006 年当初予算案を出したわけでありまして。

一般会計で、2005 年度よりも 5.8%減の 2 兆 7,604 億円、12 年前の 1994 年度の水準に戻る超緊縮型の予算だと、減少率も過去最大であると。

これは、道が赤字再建団体に転落回避のためであって、聖域なき削減にしたとこういうことだと思います。

1,800 億円に上る収支不足を、これにより 1,250 億円を解消したが、問題の人件費の大幅削減と道民の負担増も目立っている。

また、特別会計を含めた総額は 3 兆 3,731 億円となり、厳しい財政状況であるところのように発表されております。

そこで、当市の 2006 年度の予算案が、概要が示されたわけであります。

一般会計 186 億 9,000 万円、特別会計を含む総体で 360 億 2,748 万円、前年に対し 4.7% のプラス予算案であります。

そこで、本会議に提出された市政執行方針の演説にありましたように、平成 18 年度の所信について、これから伺ってまいりたいと思います。

市長は、平成 16 年 10 月に市長に就任以来、1 年 5 カ月が経過したのであります。

この間、経済や国の構造改革、雇用情勢、地域医療の問題等厳しい環境下で、自立に向けた人づくり、まちづくり、土台づくりなど、「生き活き美唄」づくりに取り組んできたわけであります。

そこで、1 点目として、基本的な考え方について、伺います。

こうした中で、地域資源の再生やともに支えあう地域づくり、また、国から地方、官から民への移譲など大きな変化がある中で、道

内の地域経済や財政は厳しい状況のままです。

これは、道の財政状況も踏まえた考え方や、少子高齢化や人口の減少など新たな時代に突入する中で、地域の課題にどのように対処するのか、また、これから美唄づくりについても、どのような知恵を出すのか。

住民に対する市長の公約、決意を表明する場でもありますので、お示しをいただきたいと思います。

2 つに、市政執行の基本姿勢についてであります。

21 世紀まちづくりプランの掲げる都市像、「人かがやき 夢ひろがる 美しき唄のまち」これを実現するため、後期基本計画の重点施策である福祉・環境・交流や経済振興に取り組むとありますが、社会経済情勢の変化などを踏まえた具体的な取り組みや考え方について、伺います。

また、自立と協働のまちづくり、後期基本計画などと、重要政策課題との整合性や事務事業評価のシステム、これらによる進行管理、人、まち、土台の柱など基本的考え方について、わかりやすくお示しをいただきたいと思います。

3 つに、重要課題の対応についてであります。

当市においては、厳しい医療環境であり、これらを再構築するため、地域医療ビジョンの実現に向けてあらゆる関係機関との協議やマスタープランを策定するとありますが、その実的根拠と体質についてお示しを願いたいと思います。

また、生活安全条例の制定や、災害対策、

防災マニュアル、これらの見直しに取り組むとしているが、その内容をお示しいただきたいと思います。

また、自立と協働のまちづくりでは、住民すべての人々が地域のことを考え、それぞれの役割を担いながら情報を共有し、信頼のもとで主体的に活動ができるよう、まちづくりに関する指針の策定など、自立と協働のまちづくりについて取り組むとしておるわけですが、これは何を基本として指針の策定に生かされていくのかについて、お伺いするものであります。

また、地域経営については、行政としての分野、住民の理解のもとコミュニティ活動の展開の必要性、地域公共施設運営、これは指定管理者制度の導入であります、ボランティアなど、協働のまちづくりを推進するとあるが、地域の理解や住民の意識についてどのような状況にあるのか、お伺いをするものであります。

また、自治体経営基盤の強化について、本市の財政状況は三位一体改革と景気の低迷により、歳入が厳しい状況にあります。市税収納対策、行政のスリム化、歳出の抑制など経営基盤の強化に努めるため、どのような政策課題があり、どのように取り組んでいかれるのか、お伺いするものであります。

4つとして、主要施策と課題等について、お伺いをいたします。

初めに、やさしさと健康のまちづくりについてであります。

福祉のまちづくり条例に基づいて、ライフステージに応じた健康づくり、子どもから高齢者まで安心できる健康のまちづくりとある

が、その実態と市民意識をお伺いするものであります。

地域福祉ネットワーク事業と、市民ささえ合い推進委員会の活動と地域力の向上について、具体的にお示しもいただきたいと思います。

子育て支援については、ファミリーサポートシステムの実態と子育て支援の連携について、お伺いをするものであります。

健康づくり、びばいヘルシーライフ 21、これに基づいて育ちへの支援、青壮年期の生活改善、生活機能の取り組み、地域展開と総合的な健康づくり、これについてもお伺いいたします。

また、高齢者福祉、障がい者福祉について、要介護状態の予防、予防重視型システムの転換、地域包括支援センターの設置、統一的な介護予防、マネジメントの実態について、その実態をお知らせ願います。

さらに、障がい者の自立について、支援体制の強化、サービスの一元化、利用者負担の見直し、生活支援事業の創設など、これらの内容についてもお伺いするものであります。

次に、快適な暮らしを実現するまちづくりについてであります。

くらしやすい環境づくりには、都市基盤整備や生活環境の充実が大切であります。

このため、美唄駅周辺土地地区画整備事業もおくれることなく推進しなければならないわけであります。

また、交通では、市民バスは効率的に運行の確立が必要であります。

また、上水道では、安全で安定した飲料水の提供など、ミスのない危機管理が必要と考

えますが、これらに対しても伺うものであります。

さらには、危機管理では国民保護法、要は、美唄市国民保護計画を策定するとありますが、基準となるものや基本的な考え方についてのみ、伺いをいたしたいと思えます。

次に、人と自然が調和したまちづくりについてであります。

環境保全については、環境政策、理念、方向性などを見定める美しきまち条例を制定するとありますが、これらについても考え方をお伺いしておきます。

また、廃棄物処理にかかわる負荷の低減など、費用負担について、先ほども同僚議員にありましたけれど、有料化に対する考え方についても伺いをするものであります。

次に、豊かで活力のある産業の広がるまちづくりについてであります。

景気低迷による厳しい経営環境が続く農工商の振興、活力ある企業づくりに対する考え方をお伺いするものであります。

交流促進機能分野では、地元農産品・特産品を備えた道の駅の整備について、具体案から実行の段階までの手順について、また、中心商店街活性化については、基本計画を踏まえた方策、これらの方向性、時期などについて、伺いするものであります。

次、大綱2点目、教育行政執行方針についてであります。

1つは、教育委員会の主要方針についてであります。

いまの社会は、科学技術の進歩やグローバル化が進み、価値観の多様化や自己の発想、選択など、環境が大きく変貌してきておるわ

けであります。

こうした教育制度を取り巻く環境も、地方の役割が強く求められておりますが、地方自治体も少子高齢化の中にあって、厳しい状況下であります。

しかし、市民が健やかに心豊かに暮らすことが大切であります。

このようなことから、スポーツ、芸術、文化を日常的に暮らしの中で実践することが大切であり、誰もが自然に根ざした生涯学習の構築を図ることが重要であります。

これらの考え方をお伺いするものであります。

また、美唄まちづくり後期計画とあわせ、美唄生涯学習推進計画、この基本のもと、個性と創造性に富む人づくりを推進し、希望の持てる環境づくりが大切であります。

このことから、地域の要望等も視野に入れた政策の取り組みが大切と思うが、考え方をお伺いするものであります。

2つに、学校教育についてであります。

幼児期の教育では、基本的な生活習慣から1人ひとりの自性に応じた適正な指導を行うとともに、地域との交流を通して教育の充実を図る。

また、小中学校では、人格の完成をめざすという教育の目的に向け、生徒が自ら学び、考える力や学力の豊かな人間性と、たくましく生きる健康、体力を育てる教育が大切としているが、小学校で人格の完成ができるのかどうか、これについても伺うものであります。

また、自ら学び考える力がこれらで育つのだろうか、これについても伺うものであります。

地域公開し、自己評価・外部評価など積極的に公表する開かれた学校づくりや、地域世代間交流で地域と学校との連携を行う、これにより信頼された学校づくりや、地域の特色のある教育を展開するとあるが、どんな指導要領と、何を基準として特色ある教育としているのか、伺うものであります。

また、今年より、小中学校で標準学力検査に基づき、客観的なデータ、到達度、理解度の分析や指導の仕方、指導体制の工夫を行うとあるが、できる子、できない子の差別指導につながるのではなかろうか、これについても伺うものであります。

また、総合的学習においては、国際理解に関する学習の推進、また、社会体験を通した福祉教育やコンピュータ情報機器による情報教育、図書館を活用した学習活動の確立とあるが、当市の実態について伺うものであります。

また、社会ルールの問題から、道徳の涵養が必要な時代、発展段階に即した道徳教育の実施など生徒指導総合連携推進事業の活用とあるが、どのようなカリキュラムがあるのか、また、事業内容について伺うものであります。

また、今日的課題である不登校児童の指導については、地域、家庭、学校での連携指導対策について、状況を伺うものであります。

また、児童の安全確保の面では、全国的に多発しているが、日常の危機管理のあり方、防犯教室、避難訓練、登校時・下校時の防犯体制について、この確立などについて伺うものであります。

また、教職員の資質の向上、意識改革の研修について、どのような研修指導教室を行っ

ているのか、これについても伺うものであります。

高校教育について、進路志向の多様化についても、専修大学との教育交流、インターンシップ事業のあり方、奨学資金の活用など、実態について伺うものであります。

3つに、社会教育についてであります。

社会はいま、激しく変化している。市民が自由に自分で合った方法で学ぶことができる生涯学習社会が大切であります。

教育委員会ホームページなどを活用し、美唄市民カレッジ事業があるわけではありますが、これらはどのくらいの人が利用し、年代、継続年数など、実態について伺うものであります。

また、青少年の健全育成では、心豊かな青少年の育成のため、家庭、学校、地域が連携し、教育力を高めることを対象とした教育施設の開放が大切であります。

利用の子どもの実態を伺うものであります。

青少年センターについては、青少年の問題行動の防止のため、家庭、学校、地域との連携とあるが、同じような対策ではなく違った方策も必要と思うが、これらについても伺いをするものであります。

芸術、文化の振興は、美唄市民劇場の主催した文化事業の促進、すぐれた芸術文化の推奨、芸術の拠点であるアルテピアッツァ美唄の効率的な活用など、今後の施策についても伺うものであります。

美唄の郷土、歴史についても、美唄のまちを知り理解することが大切であります。

市民の文化講座を開催し、美唄の交流を深めるためにも必要であるが、これについても

伺うものであります。

4 つには、社会体育についてであります。

社会体育については、健康で明るく活力のある生活ができるよう、指導者の育成、確保などを含め、いつでも体力に合わせた目的、趣味、技術、年齢などで気軽に楽しめる生涯スポーツが大切であります。

このことを進めていくためには、特に N P O 法人体育協会を中心とした体育指導員の体育指導委員会や団体、関係機関などと連携し、誰もが参加できることが大切な要因であります。

高齢者から障がい者までが、それぞれの立場でスポーツに親しむことができるよう、取り組んでいくべきと考えますが、今後どのようにして取り組んでいくのか、お伺いするものであります。

また、スポーツの拠点、総合体育館を核として、安心・安全で、自由にそして快適にスポーツができることが一番大切なことだと思います。

幸いにして昨年、陸上競技場のトイレが改修整備され、更に平成 18 年、今年度には市営球場の屋外トイレの改修も予定されております。

これらが整備されることにより、市内外から数多くの大会が開催されることとなることから、利用者の利用促進につながるものと、このことについては感謝をしておるところでございます。

以後、今後においても、これらの施設利用について、さらなる利用者の利用促進を図っていくべきと考えますが、どのように進めていくのかお伺いをするものであります。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 古関議員の質問にお答えします。

初めに、市政執行方針について、基本的な考え方についてであります。市町村行政を取り巻く状況を見ますと、国においては「国から地方」へ、「官から民」へといった構造改革の取り組みが進められ、北海道においても、道州制や支庁制度改革とともに新たな市町村合併の枠組みが検討され、基礎自治体である市町村が地域における行政サービスの中心的な役割を担うべく、事務・権限の移譲が進められております。

また、経済状況は、全国的には緩やかな景気回復が続いていると言われているものの、道内の経済・雇用情勢は、依然として厳しい状況にあり、本市の財政状況も長引く景気の低迷等により、市税や地方交付税などの歳入が減少するなど、深刻な状況となっております。

私は、このような時代にあっては、しっかりと足元を見据え、活力のある、そして安全で安心な暮らしを実現するまちづくりを、市民の皆さんとの協働により一步一步着実に進めることが極めて大切であると考えております。

そのためには、美唄に暮らす私たち 1 人ひとりが課題解決に向けて知恵を出し合い、挑戦していくことが大切であり、時代の変化や改革に伴う試練を乗り越えながら、市民の皆さんとともに安心な暮らしと明るい希望が持てる自立した地域づくりをめざし、先頭に立って行動する決意であります。

次に、市政執行の基本姿勢についてであり



ますが、私は、まちづくりを推進する上で、美唄 21 世紀まちづくりプランを基本に、まちの活力づくりに取り組むこととしており、後期基本計画では、「福祉」、「環境」、「交流」及び「経済振興」を重点施策として掲げ、今後のまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

「福祉」では少子高齢化が進行する中、市民誰もが住みなれた地域でいつまでも安心して暮らしていけるまちづくりが必要であり、地域医療体制の構築や地域福祉等の充実に努めてまいります。

「環境問題」は、市民 1 人ひとりが自覚と行動を積み重ねていくことが大切であり、環境に負荷のかからない生活様式への転換や、貴重な自然環境を守っていくことが重要であることから、循環型社会の構築をめざします。

「交流」は、文化や芸術、産業、経済、まちづくりなど、さまざまな分野で相互に影響、効果を与え合うことでまち全体に活力を生み出すことから、多様な交流の展開を図ってまいります。

「経済振興」は、市内経済の再生に緊急に取り組む必要があるため、産業間の結び付きを強めるとともに、農業を中心に安全・安心な農産物生産による消費者に信頼される産地づくりなどに取り組んでまいります。

また、後期基本計画は、前期計画の経過と実績をもとに、「自立と協働のまちづくり」をテーマに策定したところであり、計画推進にあたりましては事務事業評価を継続し、より効率的・効果的な市政の運営を行ってまいります。

私は就任以来、ふるさと美唄の自立に向け

て美唄らしい福祉のまちづくりや、地域資源を生かした多様な交流の展開など、まちの活力づくりに取り組んでまいりました。

私の考える美唄の活力づくりは、1 つに、「生き生きとした人づくり」であります。

まちづくりを支える原動力は人であり、生き生きとした人づくりを進めてまいります。

2 つに、「活き活きとしたまちづくり」であります。

まちの活力は、経済活動が基盤であると考えており、本市の自然・文化・産業など、あらゆる地域資源や特性を生かした自立的・内発的な産業の振興に取り組んでまいります。

3 つは、「生き活き美唄」の土台づくりであります。

本市を取り巻く環境は非常に厳しいものがありますが、美唄の土台づくりのため、自治体経営基盤の強化とともに自立と協働のまちづくりを進め、元気な地域づくりに取り組んでまいります。

次に、重要課題への対応についてであります。初めに、地域医療につきましては、本市の医療を取り巻く環境が医師不足などにより大変厳しい状況にありますことから、医療体制の再構築は最も重要な政策課題と認識しております。

現在、地域医療ビジョンの実現に向けて労働者健康福祉機構をはじめ、関係機関等と話し合いを進めているほか、新しい病院の開設に必要な調査等を行い、マスタープランを策定していくこととしております。

次に、生活安全条例については、個人の生命、身体、又は財産に危害を及ぼす犯罪や事故等に関し、市民、関係行政機関、地域活動

団体、事業所等と市が、それぞれの役割を明らかにすることにより、安全で安心して暮らせるような地域社会の実現を図ることを目的とするものであり、年度内に制定してまいりたいと考えております。

また、防災マニュアルの見直し等につきましては、国民保護計画にあわせて、平成18年度中に美唄市地域防災計画を見直すこととしております。

次に、「自立と協働のまちづくり」については、地方分権、住民自治を基本とした「協働」に関する共通のイメージを持ち、市民の皆さんとともにまちづくりへの意欲と心構えを持って進んでいく必要があると考えております。

このため現在、まちづくり基本条例（仮称）の検討作業を行っており、この条例の中で市民参加や協働のまちづくりについての理念や原則を明確にし、さらにこれに基づいた「指針」を策定し、「企画・立案」「実施」「評価」という各段階において、協働によるまちづくりを進めていきたいと考えております。

次に、これからの地域経営については、行政が責任を負うべき分野と、住民の自発的コミュニティ活動にゆだねられるべき分野を見きわめ、地域社会の中に自治の意識が根付くような取り組みが必要と考えます。

本年4月からは、一部公共施設の管理運営をNPOや町内会などの自治組織にゆだねることとしており、引き続きボランティアやNPOなどによるまちづくりへの参加促進に取り組むなど、協働のまちづくりを進めてまいります。

次に、自治体経営基盤の強化については、本市はこれまで、行財政改革を進めてまいり

ましたが、財政状況は極めて厳しい状況にあります。

このため、市税滞納者に対し行政サービス等の制限を行うなど、収納対策の強化を図るほか、受益と負担の見直しを進め、公共サービスの再編や指定管理者制度の導入を推進しながら、行政のスリム化など行財政改革を引き続き推進してまいります。

次に、主要施策と課題等についてですが、初めに、「やさしさと健康のまちづくり」についてであります。

地域福祉ネットワーク事業については、「地域福祉計画」に基づき、これまで世代間交流、健康づくり事業などに対して支援してきたところであり、引き続き地域の生活課題に住民自らが取り組む体制や事業活動に対し支援してまいります。

また、「市民ささえあい推進委員会」では、これまでの経過を踏まえ、地域福祉を推進する上で、地域力の向上が必要との考えから、地域リーダーの育成を計画しているところであり、これらの取り組みを支援してまいります。

子育て支援につきましては、市民の方々が持っている力を結集し、地域で育児援助を行う会員で組織されたファミリーサポートシステム「ゆりかご」を、本日立ち上げたところであります。

この組織は、地域において子育て支援を推進する組織であり、市といたしましても、今後も提供会員の育成など、団体と協働・連携を図りながら、子育てネットワークづくりを推進してまいりたいと考えております。

健康づくりでは、発達支援の必要なお子さ

んや、育児不安を抱えている保護者の方々に、乳幼児健診や家庭訪問等を通して親子が健やかに成長できるよう支援の充実を図るとともに、生活習慣病の発症が若年化している現状から、基本健康診査や、生活習慣改善教室の対象年齢を引き下げるなど、早期改善に取り組めます。

また、要介護に移行する要因となる転倒等のリスクを有する高齢者の方々に対して、ITや集合教室等により、改善に向けた取り組みを地域の方々とともに進めるほか、保健推進員など健康づくり組織との協働により、東地区めだかの学校や健康教室を地域に展開するなど、ライフステージに応じた健康づくりを総合的に進めてまいります。

高齢者福祉についてであります。介護保険制度改革により、介護が軽度の方への新予防給付や、要支援になる前の高齢者に対する予防対策である地域支援事業に創設されることとなり、こうしたサービスが一貫性、連続性のある総合的な介護擁護システムとして確立するために、「地域包括支援センター」を本市も新たに開設することとしており、介護予防事業の一層の推進を図りたいと考えております。

障がい者の自立についてであります。障害者自立支援法の施行に伴い、サービス利用のための手続きや基準の透明化・明確化を図るほか、福祉サービス等の費用負担は、国、道の義務的負担とし、費用の一割は基本的にサービス利用者の負担とするなど負担構造の変更がございます。

サービスの仕組みにつきましても、介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具費の

支給などの自立支援給付と、相談支援事業、コミュニケーション支援、日常生活用具の給付など、市町村が行う事業としての地域生活支援事業で構成され、自立支援給付は一部を除き4月から、地域生活支援事業は10月から、それぞれ施行されることとなっております。

次に、「快適な暮らしを実現するまちづくり」についてであります。暮らしやすい環境をつくるため、引き続き駅周辺や道路網、上下水道などの都市機能の整備を進めてまいります。

銀河通のアンダーパスについては、本年12月開通をめざし着実に整備を進めるほか、市民バスの効率的な運行を確立するため、民間事業者を含めた運行手段と方法を検討してまいります。

上水道事業では、有収率向上と耐震化を図るために、老朽配水管や導水管の改良を進めてまいります。

また、昨年の水道事故の教訓をもとに、これまでの水道施設の災害・事故にかかわる応急対策を定めている「災害事故対策基本方針」や、「水道施設事故対策マニュアル」の見直しをしたところであり、今後とも安全で安定した飲料水の供給に努めてまいります。

美唄市国民保護計画は、外国からの武力攻撃事態やテロなどの緊急処理事態に備え、国において基本指針が定められ、この指針を受けて北海道が国民保護計画を策定し、この計画との整合性を図りながら市が策定しようとするものであります。

この計画は、警報の伝達、避難住民の誘導、関係機関の調整、その他の住民の避難に関する措置の実施、救援の実施、安否情報の収集

及び提供などについて定めるものであります。

次に、「人と自然が調和したまちづくり」についてであります。

「美しきまちづくり条例」は、本市の環境政策の基本となるよう、また、空き缶等の散乱を防止し、美しいまちづくりを進めるための指針となるよう、制定に取り組むものであります。

また、ごみの有料化は、ごみ処理に要する財政負担の軽減だけでなく、ごみ排出量を減少させ環境に与える負荷の軽減につながるものと考えており、今後、廃棄物減量等推進審議会の議論経過を踏まえ、また、これまで有料化を実施している先進事例、排出者責任の原則や負担の公平等を十分考慮しながら検討してまいります。

次に、「豊かで活力ある産業が広がるまちづくり」についてであります。農業においては昨年10月、国が「経営所得安定対策等大綱」を決定し、平成19年度から「品目横断的経営安定対策」などが講じられることとなったことから、関係機関、団体と連携し、担い手の育成・確保をはじめ、基盤整備の推進や、農産物高付加価値化や差別化、さらには地産地消や食育の推進などに取り組み、本市の地域経済を牽引する基幹産業として、足腰の強い農業を築いてまいりたいと考えております。

活力ある企業づくりについては、産業の振興は欠かせない重要な課題であり、個々の企業や生産者などがそれぞれの役割や目的に向かって、問題意識を持ちながら活動することが大切であります。

特に、企業にとって人材は大きな財産であることから、中小企業等人材養成事業の充実

を図るとともに、新たな事業展開や新製品・新技術の研究開発に引き続き支援するなど、商工業の振興に努めてまいりたいと考えております。

また、「食の駅」につきましては、地域情報を発信し、食を味わい地域を学ぶことのできる機能を備えた「道の駅」の整備に向けて、関係機関・団体などの意見を伺いながら具体的な施設の内容や、候補地の検討を進めていくこととしております。

中心市街地活性化につきましては、中心市街地活性化基本計画の中に、市街地の整備改善のための事業と、商業等の活性化のための事業に分けて計画しており、これらの中には、すでに実施している事業も含まれていますので、今後の事業指針については、本年1月に設立されました「美唄TMO推進協議会」などと連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

●議長長岡正勝君 教育長。

●教育長村上忠雄君（登壇） 古関議員のご質問にお答えいたします。

初めに、教育委員会の主要方針についてありますが、子どもから高齢者までの市民の皆さんが、主体的に教養・芸術文化、スポーツなどを住みなれた地域で学び続け、その成果を地域社会の中で生かし、心豊かに生活することができる生涯学習社会を構築していくことは、これからの美唄市のまちづくりにとりましても極めて重要なことであると考えております。

このため、教育委員会といたしましては、学校や家庭、そして地域や関係機関・団体等との信頼関係を確立しながら、それぞれの役

割と責任を明確にしてしっかりとした取り組みを推進してまいりたいと考えております。

学校教育、社会教育、社会体育、それぞれの分野において、大人も子どもも学び育ち合うものであります。そして、その育ち合うパワーが地域づくり、まちづくりに通じていくものであり、こういった考え方を基本に教育行政の執行に努めてまいりたいと考えております。

次に、学校教育についてであります。教育の目的について、教育基本法の第1条では「教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に満ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない。」このように明記されております。

これがすべての教育の目的であり、義務教育においても同様と考えているところでございます。この目的に沿って、学校教育を進めていこうとするものでございます。

次に、「自ら学び考える力」についてであります。いま求められている「生きる力」の知の側面である確かな学力は、知識・技能の習得だけでなく、思考力や判断力、そして学ぶ意欲等も含めたものであります。

小中学校においては、特に体験的な学習や実体験に則した理解を促進するなど、児童生徒が主体的に学ぶ資質を身につけることが重要であると考えているところでございます。

次に、特色ある教育についてであります。地域の実態や児童生徒の発達段階に即した教育活動を展開することは、多様なニーズにこたえ、信頼される学校づくりを進める上で最

も大切なことと受けとめております。

このようなことから、学校が積極的に地域へ情報発信し、開かれた学校づくりに努めることが特色ある教育を推進していくことにつながっていくことと考えております。

次に、標準学力検査についてでございますが、子どもたちの学習状況を的確に把握することは、指導のあり方を工夫改善する意味で非常に重要なことであります。

客観的データを得ることにより、指導方法の改善に向けた手がかりを得ることが可能となり、子どもたちの学習に還元できるものと考えております。

次に、総合的な学習の時間についてであります。各学校は地域や学校、児童生徒の実態等に応じて横断的・総合的な学習や、児童生徒の興味関心等に基づく学習など、創意工夫を生かした教育活動を展開しており、自ら学び考える力や、よりよく問題を解決する資質等の育成を図っているところでございます。

次に、生徒指導総合連携推進事業についてであります。児童生徒の問題行動等の予防や、解決と健全育成に向けた地域ネットワークづくりを基盤に、効果的な対応策を確立することとして、平成18年度から19年度までの2年間国の委託を受け、今日的課題である生徒指導上の諸課題について、基礎的な調査、分析及び実践的な活動を行うものでございます。

次に、不登校児童生徒の指導についてであります。何らかの心理的・情緒的要因により登校しない、あるいはしたくてもできない、いわゆる不登校児童生徒に対しましては、家庭及び学校との連携のもとに、現在2名の専

任指導員が適応指導教室において個別指導を行っております。

定期的に、学校訪問や保護者等の教育相談を行うとともに、児童相談所等の関係機関との連携を図り、学校復帰へ向けた取り組みに努めているところでございます。

次に、児童の安全、防犯体制についてであります。各学校では、不審者等に対応した避難訓練や防犯教室を開催するなど、具体的な対処法や日常的な危機管理意識の高揚を図るための取り組みを進めているところでございます。

登下校時に児童生徒が被害者となる事件が全国的に多発していることから、関係機関及び団体が一堂に会し、危機管理意識の共有化を図るための緊急対策会議を、1月31日に開催したところでございますが、今後、さらに地域や関係機関等との連携を深め、地域ぐるみで子どもの安全を守る体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、教職員の研修についてであります。「教育は人なり」と言われるように、直接学校教育に携わる教師の果たす役割は極めて大きいことから、教職員の資質の向上は非常に重要なことと考えております。

教職員が共同して取り組む校内研修を活性化させるとともに、北海道教育委員会や空知教育センターが開催する各種研修会等への積極的な参加を奨励するなど、研修の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、高校教育についてであります。美唄市内の高等学校では、就業体験や物づくり授業など特色ある教育が推進されており、教育委員会といたしましては、市内高校と中学

校の進路指導担当者の意見交流の機会を設けるなど、連携に努めているところでございます。

さらに、本年度から、専修大学と市内高校の教育交流が行われるなど、教職員間での教育研究交流等がより一層促進されることに期待しているところでございます。

なお、高等学校への奨学金の活用状況につきましては、平成17年度は7件であり、今後もその支援に努めてまいります。

次に、社会教育についてであります。平成14年度以降実施してまいりました美唄市民カレッジ事業につきましては、市や各種団体が主催する文化講座や、コンサートなどの参加実績で単位を認定する方式をとってまいりました。

今年度につきましては、美唄の歴史、食との農、ニュースポーツ「カローリング」など体験型の講座を含め6講座を開催し、定員については30名を公募したところ、定員を超える申し込みがございました。

年齢につきましては、31歳から75歳まで幅の広い年代の方々の参加があり、終了後のアンケートでは、多くの方から高い評価をいただいておりますことから、平成18年度につきましては、今回いただいたご意見などを参考に、内容を更に充実してまいりたいと考えております。

社会教育施設の利用実態につきましては、小・中学校の体育館をはじめ総合体育館、温水プールなどの年間利用者数は約4万人となっておりまして、土曜日の無料開放による施設利用は、約1,900人でございます。

次に、青少年の問題行動の未然防止につき

ましては、これまで青少年センターが中心となり、学校の生徒指導担当者や警察などと、不審者情報や喫煙などの非行問題に関する情報交換や街頭指導を行ってまいりました。

平成 17 年度は新たな試みとして、中学校と高校生の指導担当者により、問題事例の状況把握や情報の共有化などを行い、指導の連携強化を図ってまいりました。

また、青少年センターが主体となって行ったコスモス通の夜間巡視は、その後、地域の自発的な取り組みとして引き継がれており、今後とも関係団体と連携し、問題行動の状況に応じてきめ細やかな取り組みを推進してまいりたいと考えております。

芸術・文化の振興につきましては、芸術・文化に親しむことは人々の心を豊かにし、活力ある社会や個性ある豊かなまちづくりの実現など、社会全体に大きな広がりを持つものであります。

このようなことから、平成 18 年度におきましても、引き続き市民の自主的な文化活動を支援するとともに、アルテピアッツァ美唄につきましては、今後、学習施設としての機能も合わせた中で、さらに幅広い活用をしてまいりたいと考えております。

公民館が行っている文化講座につきましては、今年度は「英会話」の 4 講座を行いました。今後とも利用者のニーズを踏まえた講座の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、社会体育についてであります。市民の皆さんが健康で明るく、活力ある生活を営むことができるよう、いつでも、どこでもスポーツに親しむことのできる生涯スポーツ社会の構築に向け努力していくことは大変重

要であります。

このため、NPO 法人美唄市体育協会や、体育指導委員会を中心に、各関係機関や各スポーツ団体等と連携を図り、各種スポーツ大会や教室などを開催してまいります。

また、民間指導者等の育成や確保などにも努め、誰もが気軽に参加できるウォーキング等、軽スポーツの普及と、それぞれの体力や年齢に応じた体力づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

また、18 年度におきましては、市営野球場の屋外トイレを改修し、陸上競技場やサン・スポーツランドの環境整備とあわせ、交流拠点施設等との連携を図ってまいりたいと考えているところであります。

さらに、総合体育館を含め各体育施設におきましては、安全で安心して自由に快適に利用できるよう、適切な施設の維持管理に努め、施設の効率的な運営と利用促進が図れるよう取り組み、誰もがスポーツやレクリエーション活動など気軽に親しむことのできる生涯スポーツ社会の実現に向け努力してまいりたい、このように考えているところでございます。

●議長長岡正勝君 11 番古閑充康議員。

●11 番古閑充康議員 ただいま市長並びに教育長から、それぞれ細部にわたって、市民にもわかりやすくご答弁をいただいたということでございます。

そこで、何点かについて、また質問させていただきたいと思います。

先ほども申し上げましたように、当市の経済は、国の構造改革によって地方税あるいは交付税、市税など、財政基盤極めて厳しいと。

また、全国的にも緩やかで、あるいは回復

基調にあると、しかし、先の見えない状況であります。

こんな厳しい環境であります。自立に向けた「生き生き美唄」の実現へ取り組みがなされており、地域の資源を生かした地域づくり、少子高齢化が進む中、地域課題の解決に向け、地域と力を出し合いともに挑戦していくと、こう述べられております。

そこで、私は、昨年の4定で申し上げましたように、道では最近、新聞あたりでも、市町村合併論議がまたどンドンと出てきていると、そんなような記事が最近多く出てきているわけでございます。

新聞報道では、分析結果として、「空知は南と北に大きく区分される。4月ごろまでには取り組みの組み合わせ、意向を市町村に調査する」と、このようにされております。

人口や行政区域、産業経済圏などを基にした、クラスター分析で行ったものでありまして、これを見ますと、南は2つのクラスターになっております。

1つは、岩見沢、三笠、月形、美唄、2つは、由仁、栗山、南幌、長沼、夕張などとなっております。

現段階では、自治体合併論の具体策は示されておりませんが、自立を宣言した当初は、このように連日のこういう合併論に対してどのような考えでおるのか、お伺いするものであります。

さらには、うわさでは、月形町は美唄との広域連携を模索していると、このような話もございます。

また、三笠市との連携についてもどのような話になっているのか、いずれにいたしまし

ても、道は市町村の結び付き、これを発表し、将来の自治体人口3万から5万、10万と、これらを目安にするなど、再編や将来像が示されております。

道議会でも、自立より合併論が先行されているようであります。

当市の状況、今後のまちづくりの観点も視野に入れた広域連携に対する考え方について、お伺いするものであります。

2つは、防災マニュアルについて、お伺いするものであります。

危機管理の国民保護法については、また後日の常任会でお伺いするものでありまして、今回は防災、当市の防災計画について、お伺いいたします。

当市には、洪水の防災計画があるように聞いております。しかし、地震等の発生時の防災計画はどのようになっているのか。

震度7クラスであれば、建物の倒壊やライフラインの崩壊など、大きな被害が想定されます。

そこで現在、避難場所や位置付けなど、市民がわかるような状態になっているのかどうか、また、水道など管の被害による断水、飲み水の確保、水洗トイレの使用、暖房設備、毛布、薬の調達、食料など、これらのマニュアルはどのようになっているのでしょうか。

災害は、忘れた頃にやってくるとよく言われております。これらの対策について、どのような考えがあるのか、また、子どもや老人、生活弱者も含めた総合マニュアル、これらについて、市民がしっかりとわかるような計画が必要でないかと思われませんが、これらについてお伺いするものであります。



次に、教育執行方針について、お伺いいたします。

これからの子どもたちは、心豊かで健やかで育ち、時代の担い手として能力を身につけ、家庭、地域、学校が一体となって自己の存在、他人とのかかわり、社会規範、生きる手ごたえを学ぶことが重要であります。

このため、基礎知識に加え、学ぶ意欲や自分で課題を見つけ自ら学び、主体的に判断し行動し、問題解決を見つけられるようにすると、また、各体験を生かし、心に響く教育をすることでこのようになっております。

しかし、言葉では簡単であります。いまの子どもたちに問題を解決する、あるいは小中学校で人格の完成ができるとうう言っておりますが、大人でもできないことがいまの学校教育に、果たしてできるんでしょうか。私は、これは疑問に思います。

学校教育の中で一番大切なのはこの点なんです。自ら本当に学べるのか、自ら問題が解決できるのか。

これは、教え方、あるいはそれらによって違ってくるかもしれませんが、先ほど言ったように、小中学校で、あるいは中学校で人格が本当に形成されるんでしょうか。

これらの本質的な考え方を、いま一度伺います。

次に、報道によりますと、道内の工業高校に、団塊の世代交代で定年退職者が多く出ていることを間近に控えて、技術の資格を持つ工業高校の高校生の就職が好調のようであると、これも似た質問が、昨日も同僚議員から出されております。

2月の半ばで、多くの生徒が、就職内定が

9割を超えていると、特に道外の手企業からは求人がふえていると。

12月で見ると、全国内定率は78%、北海道は約60%で、学科別で、私立を除き78.7%、前年より6%も多いとこのように出ております。

また、工業高校の中では、求人倍率が5倍以上の学校もあると、このように報道されております。

また、琴似工業高校の就職希望者141人に対し、求人率が778社、札幌工業高校122名に対し620社、小樽工業高校99名に対し521社など、道外大手企業の半数以上と、多いようであります。

当市の工業高校の求人状況、あるいは道内・道外、就職条件、就職率など、これらについて伺います。

また、就職希望者は地元志向が大変強いと言われております。今後、先を見越した美唄高校の学科別入学生徒の増を図ることや、入学条件の規制緩和、あるいはこれらも必要であると思いますが、どうでしょうか。これらについても伺います。

また、小樽商大、専修大などの若者の就業の教育支援を行うと聞いておりますが、当市の工業高校とのかかわりや教育委員会としての考え方について、伺います。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 古閑議員の質問にお答えします。

初めに、市政の執行についてであります。道では、市町村の合併の特例に関する法律、いわゆる合併新法に基づきまして、合併推進

構想の策定を進めており、先般、市町村合併の組み合わせのたたき台として、市町村の結び付きの分析結果を公表したところであります。

構想は、合併新法の適応期限である平成22年3月末までの実現をめざすもので、人口規模は、住民が適切なサービスの提供を受けるために望まれる規模として3万人以上とすることや、広域連合の有効性を明記するなどの考えが示されており、今後は、市町村の意見聴取を行った後、新たな組み合わせを公表することとしております。

このような中にありまして、本市では、地域資源を生かした取り組み、子育て支援、ともに支え合う地域づくりの輪の広がりなど、少しずつではありますが、市民の皆さんによるさまざまな活性化の芽が生まれつつあると感じております。

このため、今後は、市民の皆さんと情報を共有し信頼関係を深めながら、市民のみなさんが主体的に活動できるような仕組みづくりに取り組むほか、事務の効率化を図るため、引き続き近隣市町村との広域連携について検討してまいります。

いずれにいたしましても、本市は、時代の大きな転換期の中で、自立に向けた第一歩を踏み出したところであり、私は、時代の変化や改革の試練を乗り越え、市民の皆さんとともに心を1つにして、明るい、希望が持てる自立した地域づくりをめざし、全力を尽くしてまいり所存であります。

次に、地域防災計画についてであります。地震災害につきましては、防災計画上、特殊災害対策計画の中で地震災害対策として位置

付けているところであります。

飲料水、食料などの確保は、市内農協や生協と、「災害時における食糧等の供給に関する協定」に基づき、また、薬等の医薬品につきましても、美唄市薬剤師会との「災害時における応急医薬品の優先供給に関する協定」に基づき、それぞれ流通、備蓄や在庫の確保に努めていることとしております。

これまで、災害時の備えや、避難場所等の災害時における対応等につきましては、広報紙により周知しているほか、町内会等への出前講座などを通じてご説明しているところでございます。

なお、暖房設備、トイレ、子どもやお年寄り生活弱者の方々の対応などについては、今後の計画の見直しの中で検討し、市民の皆様にお知らせしてまいりたいと考えております。

●議長長岡正勝君 教育長。

●教育長村上忠雄君 古閑議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、学校教育の目的についてであります。教育目的は、教育基本法や学校教育法に基づき、学習指導要領で具体的な目標を示しているところであります。

各学校では、各段階ごとに、児童生徒の心身の発達に応じて目標を定め、教育活動を展開しており、「人格の完成」はこれらの営みを通して生涯にわたって築き上げられるものと考えているところでございます。

次に、「自ら学び主体的に判断する力等」の育成についてであります。今年で4年目を迎えた学習指導要領は、多くの知識を教え込むことになりがちであった教育の基調を転換し、児童生徒に自ら学び、自ら考える力を育

成することを重視した教育を行うことが必要であるという趣旨で改定されたものでございます。

各学校ではこれを受け、各教科及び「総合的な学習の時間」において、観察・実験をはじめ、ものづくりなどの体験的な学習や問題解決的な学習の充実を図り、それらの活動を通して自分の考えを持ち、理論的に考えたり表現したりする力の育成に努めているところでございます。

次に、美唄工業高校についてであります、今年度の就職状況につきましては、卒業予定者 68 名のうち、就職希望者 39 名に対し、求人状況は、道内・道外含めると 386 件と、10 倍近い数値となっております。就職率は 77% ぐらいとお聞きしております。

就職希望者の傾向は、道内を中心とした地元志向が強い現状となっております。

生徒の確保につきましては、現在、工業高校では市内、管内の各中学校を中心に学校説明会、体験入学及び出前授業などを行っており、教育委員会といたしましては、生徒確保のために、今後とも高校と市内中学校や地域の連携を図り支援してまいりたいと考えております。

それと、ただいま小樽商大との教育交流等についてお尋ねがありましたけれども、以前、2、3 年前でしたけれども、美唄高校の先生の方から、美唄高校も小樽商大への推薦枠は持っておりますということで、私どもの方からもやはり国立大学へどんどん推薦できますよと、この辺のことを少し、市の方でも PR してくれということ言われていましたので、いま、ことしの事について確認しております。

んけれども、たしか 2、3 年前にはそういうこと言っておりましたので、そういったことから言いますと、小樽商大との教育交流ということも十分可能であると、私どもそういう押さえをしております。

●議長長岡正勝君 11 番古関充康議員。

●11 番古関充康議員 今、教育長が申されたように、やはり地元の工業高校が、また、生徒の就職率がどんどん上がっていくと、またまちの 1 つの活性化にもつながると、このようにいいことだということで、どんどん推薦していただきたいなとこのように思っているわけでございます。

そこで、先ほどの学びの中から主体的に判断する力を育成する、この教育については、先ほどの答弁の中で、学習指導要領の基調転換と、自ら学ぶ教育に改訂されたところのようなことでございます。

いま、こういうことを聞きましたので、今後の、私は参考にしたいと思います。

しかし、これらのことはこれでいいんですが、私いま、むしろ上の学校、例えば中学校、あるいは高校、これらのことについてちょっと聞いてみたいと思います。

これは日ごろの挨拶や礼儀作法から始まり、ゆとりの教育あるいは心の教育、心の鍛錬で、昔で言うと修身、今で言えば道徳教育に近い勉強しなければ、なかなかこういうものが学びの教育なんていうのは出てこないんじゃないかと。

いま、学校でこのような教程があるのでしょいか、私もはっきりわかりませんので、このような教程があるとすれば、ひとつ大いに取り組んでいかなければならないと。

いま、子どもたちに社会のモラル、秩序の構築がされているのでしょうか。みんなとは言いませんが。

ある報道見ますと大変な記事が出ております。家族と会話がなかったり、学校をやめたいと思った生徒は、性の経験、万引き、刃物で手首を傷つける自傷行為をする割合が、そうでない生徒の2倍以上に達したと。

全国のPTA連合会、公立高校55校、2年生ですね、6,000人を調査した結果であると。

問題視されるこれらの行為は、子どもたちがいまの世の中に対する叫びであると、共通する原因は、人間関係の希薄さにあると、社会意識として、人と人とかかわり合う必要が大事なことでないかこのように言われております。

家庭、学校、地域、大人が、本気でこれらの問題に取り組まなければ現状は変わることがないよと、このように言われているんです。

ちなみに、中身を見ますと、高校2年生平均15歳、6,000人の生徒の中のアンケートで、男子生徒の状況は、性の経験のある人18%、1,100人。万引き17%、1,020人。自傷行為、自分で手首を切ったりなんかする、5%、300人。家族とまったく会話をしなくなった7%、420人。また会話をする人は56%、3,400人。

これを比較すると、性の経験1.9倍、万引き2.7倍、自傷行為22%あります。

これを女生徒でまた見ますと、性経験23%、1,380人。これ先ほど言った6,000人中ですよ。万引き12%、720人。自傷行為10%、600人。家族とまったく話をしない4%、240人。話をする77%、4,200人。やっぱり女性の方は話をする人が多い。

比較すると、性の経験が2.7倍、1,620人。万引き3.6倍、自傷行為3.1倍となり、性経験も自傷行為も男子を上回る結果が報告されているわけです。

特に、学校をやめたい。親が自分をわかろうとしてくれない、泣きたいほどつらいことがあると。また、携帯電話のメール交換、これも回数が多い子どもほどこの率が高くなっている。

国もこうした頭の痛い問題に対し、道徳教育の見直し、強化を図るとしております。

美唄と余り比較したくないんですが、美唄の実態、教育委員会としての考え方、教育長の主観、自ら学び主体的に判断する教育、これらとあわせてどのような感想を持っておられるのか。

大変な質問でありますんで、もし答えられなかったら後でも結構です。まず、どんな感想を持っているか、答えられるなら教えてください。

あと1点、伺っておきます。

平成18年度の教育執行方針についてであります。

私も、第1定での執行方針、これ今回もそうですが、4定の執行方針の経過や評価について、何回も質問してきております。

この執行方針の中を見たり、自分なりに勉強もしていますが、特に気になることはですよ、17年度の方針や18年度の基本方針の中身が、文面や文章が、一字一句は多少違いがあるけれど、まったく同じ意味のものが随所にあるわけです。

これは、昨年の教育方針と変わりがいいからそのようにしたと、また、教え方にも変化

がないからこういう判断でそうした方針なのか、ちょっと私もこの辺の理解に苦しんでいるんです。

特にですね、教育長は、冒頭の執行方針演説で、「今日は、科学技術の進歩や世の中のグローバル化が進み価値観も多様化し、取り巻く環境は大きく変化してきている、このような時代の変化に対するために、教育制度も抜本的な見直し」、ここなんですよ、「抜本的な見直しをしなければならない」と、このように方針を説明したわけです。

社会環境、毎日、毎年変化しております。教育環境や方針になぜ変化ないんでしょうか、先ほど言ったように、抜本的な見直しを提唱しているわけです。

これは、過日の定例会ですね、同僚議員も聞いている方もいると思います、教育委員会のあり方について、情報開示も必要でないかと、これを求めたところ、録音テープが壊れていて議事録がないと、このような答弁を聞いたわけです。

私、こんなことをですよ、美唄の教育委員会が、基本方針や教育の進展図られるんでしょうか、大変疑問に思います。

これらの基本方針のあり方について、やはり市民にも説明責任がありますので、答弁をお願いしたいと思います。

●議長長岡正勝君 教育長。

●教育長村上忠雄君 初めに、道德教育のことについてご質問いただきました。

これは、現在、各学校において道德の時間ということを設定しまして、その中で、かつての修身ということでありましたけれども、こういったことについて指導を行っているところ

でございます。

それと、日本の文化ですけれども、こういったものにつきましては、音楽等その教科の中で、かつて日本がやっていたものを取り入れて、その中で、昔から伝わる礼儀等についても一部指導していると。

それと、いま一般、これは文化庁の、国の事業の中でございますけれども、文化伝統教室がございまして、これは踊りであるとかお琴であるとか、いろいろあるんですけれども、そういったものの中で、市内の子どもたちを自主的に集めていただいてやっている事業もございます。

これらにつきましては、日本の武道等の教室と同じで、礼に始まって最後の礼に終わるという、そういったことをしっかり教えていただいている部分でもございます。

ただ、先ほど 6,000 人のアンケートですか、この中でおっしゃられておりましたような、たしかにそういった性の乱れ、万引き等のことについては、これは、数としては相当数に上っているわけございまして、数はふえていないというぐあいには一部言われておりますけれども、子どもが減少化するという中からいきますと、当然これは減少していかなければならないものであると、そういったことから見ると、犯罪意識の希薄ということもあるのかなと、もっと本当は数字としては減らなければならぬのかなとそんなふうに考えておりますけれども、数字としては余り減っていない状況にある、このように私どもは認識しているところでございます。

それと、この性については、私は、子どもたち同士ですることでもあるんでしょうけれど

も、やはり大人が子どもを商品として、余りにも、毎日の新聞等に出ているわけですがけれども、やはりこの辺は大人がもっとしっかりしなきゃならない部分もあるのかなとそんなふうに考えております。

これは、高校生、中学生だけではなくて、小学生に対しても、やはり子どもをマーケットとして見るということは、昨年来、経団連の奥田会長も言っておられましたけれども、いま、余りにも世の中、金のために何でも行いすぎると、世の中全部で倫理心がなくなっているんでないかとかこういうことも言われておりますけれども、もちろん、子どもたちのすぐ近くにいる社会としての教員もしっかりしなきゃなりませんけれども、やはり、これ地域でみんなを育てる、育ち合うということを見ますと、やはり一人ひとりがそういったことを心がけていかなければならないのかなと、特に学校の現場ではもう、こういったことをしっかり指導しなきゃならん、当然でございますけれども、そんなふうに私ども考えておまして、それとまた、学校の中でこういった性教育だとか、麻薬の関係であるとか、教育する場合、社会人教員が結構入っております。

これは、平常の先生方から話を聞くよりも、やはり、第三者の話を聞くということが非常に、子どもにとりましても新鮮味があってインパクトが大きいということで、私も何回か聞いたことがありますけれども、大変子どもたちは真剣に聞いているようなことございまして、これからそういったことも大いに取り入れていかなければならないのかなとそんなふうに考えております。

それと、教育行政執行方針の中、去年と同じものがかなり目立ったということでございますけれども、まず最初に、教育制度についての抜本的な見直しということでございます。

これは、戦後教育 60 年たってまいりましたけれども、この中で、教育基本方針等昨年の末に出されましたけれども、これがいま 30 年ぶりに見直しをされようとしていると、心ゆとりの教育からまた学力重視ということも、そういった見直しをされようとしている、そのようなことも含めて、私ども抜本的な改革がなされようとしているということで表現してあるわけでございますけれども、やはりそういった子どもの少子化、いろんな社会、共稼ぎとかいろいろな状況変化に伴って、子どもを取り巻く環境が変わってきておりますけれども、やっぱりいろんなもの含めて、特にそういった中教審の考え方、出された考え方等も含めて、私ども抜本的な考え方を見直ししなきゃならないなとそのように思っております。

それと、同じ用語が出てくることにつきましては、教育の言葉の中でよく「不易と流行」ということが言われます。

「不易」は変えてはならないもの、そして、「流行」というのは変えなければならないものですね、これをやはり絶えず対比してみていかなければならないということでございます。

変わらない言葉というものは、やはりここ 5 年なり 10 年なりのスパンで、こういう大きな社会の流れの中で、これは続けていかなければならないということは当然、言葉変えることよりも同じ言葉で載せた方がいいと、そ

ういったことで載せているものでございますけれども、「流行」に属するもので変えなければいけないものについては、私ども積極的に変えている。

今回も、この構成につきましても、私ども、特に学校の関係では、内容につきましては、大いに中で議論して、構成して、委員会の内部でも議論をいただいて構成していったところでございます。

---

●議長長岡正勝君 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

本日は、これをもって延会いたします。

---

午後 3 時 3 7 分 散会